

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成22年6月4日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

2番	小松崎	誠	君	11番	矢口	龍人	君
3番	加 固	豊治	君	12番	和 田	正美	君
4番	古 川	誠一	君	13番	藤 井	裕一	君
5番	井 坂	悦司	君	14番	矢 口	栄造	君
6番	佐 藤	文雄	君	15番	桂 木	庸雄	君
7番	中 根	光男	君	16番	関	利夫	君
8番	鈴 木	良道	君	18番	栗 山	千勝	君
9番	石 井	幸雄	君	19番	山 内	庄兵衛	君
10番	小座野	定信	君	20番	廣 瀬	義彰	君

欠席議員

1番	古 橋	智樹	君	17番	圓城寺	正道	君
----	-----	----	---	-----	-----	----	---

出席説明者

市 長	坪 井	透	君	土 木 部 長	松 澤	徳三	君
副 市 長	圓城寺	和則	君	会 計 管 理 者	大 塚	隆	君
教 育 長	大 竹	三千代	君	消 防 長	井 坂	沢守	君
市 長 公 室 長	塚 野	勇	君	教 育 部 長	横 瀬	典生	君
総 務 部 長	山 中	修一	君	水 道 事 務 所 長	仲 川	文男	君
市 民 部 長	川 島	祐司	君	農 業 委 員 会 会 長	関 川	忠雄	君
保 健 福 祉 部 長	竹 村	篤	君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島	邦之	君
環 境 経 済 部 長	山 口	勝徑	君				

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡	良一
〃	係 長	乾	文彦
〃	係 長	坂 本	敏子

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (4) 矢 口 龍 人 議員
- (5) 佐 藤 文 雄 議員

(6) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 矢口龍人 議員

(5) 佐藤文雄 議員

(6) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	矢口龍人	1. 下稲吉小学校校舎全面建て替え出来ないことについて
		2. 地元中小企業の経済対策について
		3. 公用車の事故防止対策について
(5)	佐藤文雄	1. 下土田地内への残土問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 中小業者の仕事興し対策について
		4. 公共下水道問題について
		5. 国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成について
		6. 生活環境の改善について（市民や区長等からの要望に積極的に応えるために）
		7. 市民の暮らし応援の施策について（子育て支援を考える）
		8. 高すぎる水道料金の改善について
(6)	中根光男	1. 介護施策について
		2. 市のマスコットキャラクターを作成することについて
		3. 市民参加のまちづくりについて
		4. 防災体制づくりの推進について
		5. 地域の教育力で学校を活性化する取り組みについて
		6. 各学校及び保育所に防犯カメラ設置について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員数は、18名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、17番 圓城寺正道君、1番 古橋智樹君が所用のため、欠席届がありましたので、報告

いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より、提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

11番 矢口龍人君。

[11番 矢口龍人君登壇]

### ○11番（矢口龍人君）

平成22年第2回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日は、早朝より多くの傍聴者の皆様が見えてございますので、わかりやすく、かつ具体的なお答弁を求めます。

まず、第1点目の下稲吉小学校校舎全面建て替え出来ないことについてをお伺いをいたします。

5月31日月曜日の茨城新聞に「かすみがうら・下稲吉小2棟改築、4棟改造へ。父母からの陳情を受け、全面建てかえ行わず」という見出しで記事が掲載されておりました。見出しからするとスクープのような扱いなのかなと思います。下稲吉小学校につきましては、多くの市民の皆様の関心事だということだと思います。

簡単に今までの経過をお話しさせていただきますと、平成13年3月に、下稲吉小学校施設整備事前検討状況調査を実施、現在地での校舎改築案が望ましいという結論が示されまして、建設計画が速やかに進行することを望むという内容でございましたけれども、一向に事業計画が示されずにおりました。

平成18年6月に、PTA本部役員が中心となりまして、歴代PTA会長を交えての下稲吉小学校校舎建てかえ運動発足会を立ち上げました。第12代の会長として、坪井市長も参加をしておりました。署名活動を行い、平成19年1月に、7月の市長選挙で当選しておりました坪井市長あてに校舎全面建てかえ運動署名陳情書をPTA会長名で提出をされましたが、市当局から何の動き

もないとのことで、平成20年1月に、PTAでは下稲吉小学校校舎全面建てかえの早期実現を目指し、市長及び市議会に対し、地域の声として陳情するために、署名活動を行うことを決議したわけでございます。

平成20年1月29日から2月29日までの1カ月間、神立駅前や千代田ショッピングモールの駐車場などで、署名活動を行いました。寒い時期でありましたが、父兄の皆様が子どもたちを思い、真剣に取り組んでいる姿を拝見しまして、私も議員という立場でこの思いを行政に届けなくてはならないと強く感じたわけでございます。

4月13日に、文教厚生委員会におきまして、下稲吉小学校施設整備基本計画が示されましたが、市民の思いは、平成20年2月に同校PTAが中心となり、地域住民も参加しての下稲吉小学校校舎全面建てかえに関する陳情書が1万843人の署名とともに、市長並びに市議会に提出され、議会において満場一致で採択されたわけです。この基本計画につきまして、市長の見解をお伺いいたします。また、教育行政のトップであります教育長にもご見解を求めます。

2点目として、多くの市民の皆さんが市民運動という形で参加しておりましたので、施設整備基本計画につきまして、詳しく内容の説明をいただきたいというふうに思います。

2番目として、地元中小企業の経済対策について質問をいたします。

依然として景気低迷が続いており、地元中小企業にとりまして、大変厳しい状況かと思われまします。地元業者の支援ということで、入札制度の一部変更が行われたとのことではありますが、説明をいただきたいと思ひます。

市の発注する建設工事、業務委託、物品の買い入れ及び物品の製造等契約130万円未満の随意契約等の物件について、入札参加資格審査を受けていない地元の小規模業者や、個人経営の方でも、公共事業の受注機会を与え、業者の育成と経済活性化のための公共事業小規模契約希望者登録制度について、3月定例議会一般質問で総務部長からの答弁をいただきまして、十分に調査をし、検討するとのことでしたが、検討の結果と、市において実施する考えがあるのかお伺いをいたします。

3番目の公用車の事故防止対策についてであります。

事故に遭う遭わないは身近なところにあります。自動車を運転中にひやっしたり、はったりすることは、だれでも経験があると思ひます。その経験を報告書として作成し、事故防止対策として、職員の皆さんが共有するヒヤリハット報告書を導入してはどうかということでございます。

また、ドライブレコーダーの設置についてであります。3月の一般質問のご答弁では、福祉バス1台に設置しているとのことですが、今後設置に向けた協議をするのお話でしたが、現在の状況をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の1番、下稲吉小学校施設整備基本計画の見解につきましてお答えをいたします。

下稲吉小学校施設整備基本計画の策定に当たりましては、文教厚生委員会及び全員協議会におきましても担当部署から説明をしておりますように、同校の校舎等の耐震診断調査や耐力度調査によりまして、現状の把握を行い、その結果によりまして、国の学校施設整備の考え方に沿って、国庫補助金や合併特例債等の活用を含めまして、経済性とそれから安全性、さらには実効性、将来性などの4つのポイントを重視いたしまして、さまざまな問題・課題を把握しまして、総合的に検証しながら策定を行ったところでございます。

今回の基本計画につきましては、校舎全部を一挙に改築する計画ではありませんが、将来の建てかえを想定しながら、屋内運動場と施設整備の古い西校舎の建てかえを、さらにはその他の校舎の耐震補強及び大規模改造工事によりまして、児童の安全確保や狭隘化、老朽化の改善を行い、早急に安全で安心できる学校となりますよう、整備する計画となっております。

また、矢口議員を初めとする多くの議員の皆様等のご指導や、署名された多くの皆様方の熱い思いは十分に理解をしているところでありますが、限りある財源の中で、実現可能な対策を選択いたしましたので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

教育長の見解というご質問につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

施設整備基本計画の詳細につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の地元中小企業の経済対策、3点目の公用車の事故防止対策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

1点目1番の下稲吉小学校施設整備基本計画の見解につきましてお答えをいたします。

このたび策定いたしました下稲吉小学校施設整備基本計画につきましては、耐力度のない校舎を改築し、耐震性が劣る校舎については、補強及び大規模改修を行う計画となっております。

また、各関係者の方々からご指摘いただいております狭隘な屋内運動場につきましては、学校の規模に見合う面積を確保し、改築する計画となっております。

教育を行政の立場から、子どもたちの教育の場として第一に求めることは、児童・生徒の安全性の確保を図ることです。次に求めますことは、十分に活用できる屋内運動場として、また、卒業式、入学式や集会等で全校児童が集まれる空間を確保すること、この2点でございます。

今回の整備計画につきましては、校舎の全面建てかえではございませんけれども、部分的な改築、耐震補強により、安全性の確保を図り、また、屋内運動場につきましては、全校児童を収容可能な規模に改築することから、学校開放等におきましても、地域の方々との交流の場や、災害時の避難場所の役割が十分に果たせるものと考えております。

そして、実効性のあるこの基本計画を遂行し、児童に安全性を早急に確保したいということが、

私の願いでございます。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

**○教育部長（横瀬典生君）**

それでは、私のほうからは、1番目の2番、整備計画の内容についてお答えを申し上げたいと思います。

今回、策定をいたしました施設整備の基本計画につきましては、まず、このプランニングするための方針、これとなる4つの基本であるポイントを設定して、立案作業を行ったところでございます。

まずその第1は、国の支援を活用し、コストを低く抑えることによる経済性の確保です。2つ目は、児童の授業環境の安全性の確保です。3つ目は、平成26年度がその使用期限となっております合併特例債、これを活用した実効性の確保としております。そして、4つ目は将来望ましい姿へ移行できる将来性の確保ということでございます。

それでは、整備計画の具体的な内容について、施行工程に沿いまして説明とさせていただきます。事前に議員の先生方には資料をお渡ししておりますので、それをごらんいただければと思います。

まず初めに、既存校舎の南側に2,097.2平米の鉄筋コンクリートづくり3階建ての管理・普通教室棟を新築いたします。

次に、既存の屋内運動場、つまり体育館でございますが、これと西校舎、これを解体いたしまして、その跡地に1,250平方メートルの鉄筋コンクリートづくり平家建ての新しい屋内運動場を建設いたします。

その後において、既存の管理棟、中央校舎、東校舎につきましては、耐震性の補強及び内外装、屋根の改修、諸室の配置がえ、エアコンの新設、トイレなどの設備機器の交換等を含めました大規模改修を行いまして、リフレッシュし、学習環境を向上しようという考え方でございます。

なお、この計画は、将来すべての校舎が建てかえとなることを想定いたしました配置計画、これにこだわりを持って策定をしたものでございます。つまり、今回の大規模改修にとどまった棟も、将来の改築を考慮しているものでございまして、全面建てかえの陳情に対応したプランと考えております。制約のある時間、あるいは財源の中ではございますけれども、早期に安全で安心できる学校の整備に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

**○総務部長（山中修一君）**

矢口議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の地元中小企業の経済対策の中で、①になります入札契約制度の変更点についてであり

ますが、ことしの4月1日付で、入札制度を6項目改正しております。

これまでいろいろな議員の皆さんからのご提案等を含めまして、検討をした結果でございます。

まず、最低制限価格の率について改正を行っております。これまで、10分の6.7から8.5ということでしたが、それらについては、7.0から9.0ということで改正をしております。

また、予定価格につきまして、事後公表ということで改正をしております。これまで事前に公表をしておりましたが、今後、事後公表ということでございます。

もう一つは、入札参加条件の改正。これについては、5000万から1億の契約の内容につきまして、市内本店、さらには支店、営業所ということで、市内の業者に。例えば、土浦、石岡については、削除をしております。

続きまして、入札の参加数の最低制限ということで、それぞれの入札に関しまして、5社以上の入札がなければ、不調ということで、その点についても改正をしております。

それと、業者名の非公開。これまで、指名及びJVの業者については、公表をしておりましたが、非公開ということになります。

もう一つが、事後審査時の提出書類の追加ということで、これについては、法人が所有する固定資産とか、軽自動車等の完納証明をつけていただくということで、改正を行いまして、現在入札を実施している状況でございます。

次に、地元企業の公共事業小規模契約希望者登録制度についての調査結果ということで、先ほどもございましたが、3月にご質問をいただきまして、その後、調査をしております。近隣では、小美玉市、つくば市が制度を導入しております。土浦市、石岡市、阿見町については、現在のところ導入をしていないという状況でございます。

市の公共事業小規模契約希望者登録制度の導入につきましては、市内業者の受注機会の発注、そういう拡大、さらには市内経済の活性化という観点から有効な方策ということも考えられますので、今後、入札制度の見直し等とあわせまして、検討をしてみたいと考えております。

続きまして、3点目の公用車の事故防止対策についてお答えをいたします。

ヒヤリハット報告についての件でございますが、厚生労働省においても、各事業所においてヒヤリハットした事例というのを報告しております。これに改善事項や提案事項を示した報告書を職場全体に回覧することによりまして、不安全な行為等を確認し、未然に事故防止が図れるものとして奨励しております。事故防止対策の観点から、導入に向けまして検討をさせていただきます。

次に、ドライブレコーダー導入の件でございますが、昨年から多くの方々が乗用する大型車両を中心に導入を進めておりまして、昨年度が1台、本年度が2台ということで、現在、合計3台の公用車に設置をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

下稲吉小学校の全面建てかえに関してでございますけれども、市長は、常日ごろから政治姿勢として、市民との協働のまちづくり、市民目線のまちづくりを挙げておいででございますけれども、1万人を超える陳情書が届いたということで、市民の意向があらわれているものに対して、今回ご答弁いただいたように、今回の計画の中身は、経済性を最優先として整備を行うというふうなことかなというふうに、私は解釈しているんですけれども、ちょっとご自分の政治姿勢とはかけ離れているのかなというふうな思いがします。米百俵の精神という言葉で小泉総理大臣が第一次内閣の所信表明の演説で引用されて有名になりましたけれども、この話は幕末から明治初期にかけて活躍した長岡藩の藩士であります小林虎三郎による教育にまつわる故事でございます。戦争に敗れ、財政厳しく、その日の食にも苦慮する状況であった。それを見かねた支藩から米100俵が送られた。小林虎三郎は藩士に分け与えずに、売却の上で、学校設立の費用とすることを決定し、藩士たちはこの通達に反発して虎三郎のもとへ押しかけ、抗議したそうでございます。それに対して、虎三郎は100俵の米も食べばたちまなくなる。教育に充てればあすの1万、100万俵となると論じ、みずからの政策を押し切ったとのことでございます。

現在も大変厳しい財政事情であるということは、十分承知しておりますが、全面建てかえで25億という大きな予算ではございます。ただ未来を託す子どもたちに十分な教育環境を整備することは、後に必ず国のため、地域のためになる人材が生まれるものと思います。

将来のために、市民の皆さんには我慢をしていただいて、米百俵の精神で全面建てかえということをしていただきたいなというふうに私は考えるのでございます。

下稲吉小学校は、かすみがうら市で一番大きな学校でありますし、今後も都市化がさらに進み、人口増加も予想されるわけでございます。市の教育のシンボルとして、重要な学校だというふうに私は思っております。

先ほどのご答弁で、今回、下稲吉小学校の整備事業を第1期目として26年までに上げるとして、15年後に第2期目の工事、要するに六角校舎等は大規模改修して、15年後以後にプラン4ということで、全体を整備するということでございますけれども、学校は下稲吉小学校だけじゃないと思うんです。ほかの学校もでございます。当然老朽化の対策とか、建て直し、また統廃合による整備事業等が必要になってくるわけでございます。そういった中で、今後の市内の小中学校の学校施設整備計画をきちんと示すべきというふうに思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

まず、矢口議員の教育論、米百俵の精神、私もそのとおりだと思います。ただ、学校教育につきましても、ご承知のように、施設という建物、入れ物とあわせて、教育内容、これは大事でありまして、当然安全性、スペース、この確保は最優先でありますけれども、将来を担う子どもたちが、快適な環境の中で勉強できることは最高でありますけれども、ある意味では、やっぱり我慢をする気持ちとか、それからいろいろな苦勞をする気持ちとか、そういったものはある意味では大切でありまして、そういう中で、私も行政もより財源との関係、それから安全性の関係、将来性との関係、そういったものを見て、今回判断をさせていただきました。

それから、1万人の署名と市民の目線は違うのではないかというご指摘もいただきましたけれども、私は決してそうではなくて、これは広くやっぱり将来の学校全体を考えたときに、現実的な判断として、私は1万人の方が全面建てかえという要望があるから、すべてそれに対応することが私はすべてではないと考えていまして、そういった先ほどお話ししましたような4つの視点から、総合的な判断をして決断させていただいた次第でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、ご承知のように全体の市内の学校は、小学校が13校、中学校は4校ございます。特にその中で、下稲吉地区につきましては、大規模校適性校というようなことで、優先的に、先に整備を進めておりますけれども、全体の整備計画、あるいは統廃合の方向、そういったものにつきましても、当然、大変学校につきましては、ご承知のように地域の住民の皆さんの思いもあります。それから、ただ経済性だけで1つにすればいいということではありませんので、これは子どもたちの教育のあり方、そういったものを含めまして、今後十分に検討しながら、そういった方向性につきましては考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（桂木庸雄君）**

11番 矢口龍人君。

**○11番（矢口龍人君）**

施設整備、市内全域のまだつくっていないということなんでしょうか。考えていくと、市内全小中学校の今後の整備計画については、これから考えるということではよろしゅうございますか。

それでは、先日、下稲吉小学校のPTA役員さん、それから役員の方々と施設整備計画について、私なりに説明をさせていただきました。本来であれば、建設計画を作成する前に関係するPTAや学校関係者と行政機関が協議を行う必要があったのではないかなというふうに思います。皆さんからいろいろな意見がございまして、その中で4点ばかりありましたので、ちょっとそれに対してご答弁いただきたいと思えます。

1点目が、地域の方々と交流できる多目的スペース、コミュニティー教室の設置や空き教室がないように思われるということでした。2点目として、図書館が狭く、使いづらい。元工作室を図書室として使っておるので非常に使いづらいと。また、北校舎への連絡通路となっているということではございました。3点目が、北側にあるプールが老朽化で水を張ると漏水してしまって、排水時には、排水管が詰まっていて別に排水ポンプを設置して排水しているという状況だということではございます。それから4点目が、正門と東門をつないだ線まで校舎が進出するために、校庭が狭くなると。今でも生徒の数からすれば決して広い校舎ではないのに、どうなのでしょうかと。その以上4点について、対策をお伺いしたいと思えます。

**○議長（桂木庸雄君）**

教育部長 横瀬典生君。

**○教育部長（横瀬典生君）**

全体的に申し上げれば、先般ご説明させていただきましたが、いわゆる風害の部分といいますか課題の部分については、全体を措置したということで、先日、委員会で答弁をさせていただいた経過がございまして。

それらを踏まえて申し上げますと、まず第1点、図書室、これについては、実施設計をこの後行うこととなりますので、その段階で検討を加えることとしてございます。それから、北校舎への渡りの問題についても、対応をする予定でございます。また、校庭が狭くなるというお話がございましたが、この点については、図面上で示しますように、新しい校舎が8メートルぐらい前に出ることになります。その分は確かに狭くなるという考え方でございますが、現在、菜園として利用しているところの部分を多少改造させていただいて、校舎として確保していこうということになります。

そういうことから含めますと、ほぼ今、矢口議員さんがおっしゃったことは、ある程度担保できるというふうに考えてございます。もちろんこれは、実施設計の中で詳しく検証していかないといけない部分ではございますが、そのように考えております。

それから、地域のコミュニティーになるような部分というのは、大きな意味では、特別考えてございませんが、体育館が非常にこれまでの大きさよりも大きくなると、1,250平米ということでございます、完全に全校生徒を入れることができるものにしてございますので、そういったことも利用させていただいて、ひとつコミュニティーのあれに役立てていただきたいなと思います。

以上のような考え方で、現在進めております。

[「プール」と呼ぶ者あり]

**○教育部長（横瀬典生君）**

それから、プールの話でございますが、プールにつきましては、ご指摘のような風害があるということについては、現地を検証した上で、どう対応するかを考えてみたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**○議長（桂木庸雄君）**

11番 矢口龍人君。

**○11番（矢口龍人君）**

わかりました。

平成20年12月に合併特例債事業の見直しを行われまして、そのときに図書館と市民交流施設の事業が中止になった経過がございます。この事業は、千代田町当時、住民アンケートの結果、一番に希望が多かった事業であることから、合併特例債事業に位置づけられたわけでございます。事業の凍結及び中止した事業に対して、対応策として、図書館、市民交流施設については、学校施設整備事業の中で、学校図書館や体育館を市民開放施設として位置づけして、検討するとの内容でありましたが、今回の計画の中にその内容が検討されているのかどうなのかお尋ねいたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

教育部長 横瀬典生君。

**○教育部長（横瀬典生君）**

具体的に内容に入っておりますが、学校図書館について開放をというようなことでございます。これらについては、学校の事情、地域の事情を踏まえまして、図書館は先ほど言いましたように課題がある点は修正していくという考え方でございますので、その中で、PTAなり学校側と調整をした上で、いわゆる開放等の問題については、考えていくということになると思います。

なお、合併特例債の見直し云々の内容につきましては、そのような内容であるということは、私どものほうには伝わってきております。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

11番 矢口龍人君。

**○11番（矢口龍人君）**

図書館等に関しましては非常に重要な部分でございますので、ぜひ踏み込んでいただきたいと思いますというふうに思います。

いろいろお話しさせていただきましたけれども、現在も建物も老朽化、それから学習環境の悪化、また大規模地震に対する心配と、何か緊急避難所としての耐用性など、大変な下稲吉小学校は厳しい状況でございます。特に子どもたちに安全・安心な教育環境で学校生活を送ることが教育関係者を初め、市民の願いであります。本当に長い間の懸案でございましたが、今回、下稲吉小学校の建設計画が示されまして、平成26年度に1期工事が完了するというところでございます。国会のほうもいろいろ揺れておりますけれども、この計画が必ず実施されますことを強く要望させていただきます。本当によろしくひとつお願いいたします。

2点目の地元中小企業対策についてでございますけれども、入札の件でありますけれども、希望価格を公表して、入札当日にくじ引きで予定価格を決定するとの内容でございますけれども、予定価格をくじなどで引くという安直な何の根拠もない方法をとるとというのが、何か運試しで業者を決めるというのは、本当に正しい選択なのかなというふうに私は思います。

また、希望価格から予定価格までの差金が出るわけです。その差金はもう最初から要するに業者に値引きしろというようなことなのかなと。正直その辺がもう少し別な方法がないのかなというふうに思うんです。

それから、今回の下稲吉東小学校の耐震工事が不調になったわけでございますけれども、入札の参加者が5社に満たない場合は、再度範囲を広げて再度入札を実施するとのことですが、5000万円以上1億以下の建築工事で、総合評価点が550点以上の業者は、市内に何社おるのかお伺いをします。

**○議長（桂木庸雄君）**

総務部長 山中修一君。

**○総務部長（山中修一君）**

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、希望価格ということで、今回から改正をしております。予定価格については、そのもののパーセントによりまして、事後公表ということでございます。また、予定価格につきましても、くじ引きということで、今回から改正を行っております。これらについては、これまでも予定価格については、いろいろな全国区の中で漏えいがあるとか、そういうことでのご指摘をいただいております。これらについては、県内とか隣接市町村の状況を見ながら、今回くじ引きということで、改正を行っております。方法、いろいろあると思いますが、私どもの入札検討委員会の中では、パーセントを決めまして、その範囲の中でくじ引きを行うということで進めております。

それと、ご指摘がございましたように、下稲吉東小学校の関係の入札については、2度ほど不調ということでございます。これらについても今回の改正によりまして、5社以上ということで進めさせていただいております。これらについては、選考委員会の中で、改めて協議をしなければならないと思っております。時期も迫っております。そういう関係から早目にその方法等については、決定をさせていただきたいと思っております。

また、550点以上の業者AとBというランクでございますが、それについては、34社ということでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

あれですか、東小学校の耐震補強工事、2回目も不調なんですか。今、2回目を不調と言いましたよね。34社、私がお尋ねしたのは、総合評価というので550点以上、5000万から1億円以上の建築工事、市内の業者の関係ですよ。34社もないですよ。これ、ちょっと間違えているんじゃないですか、ちょっとここもう一回確認してください。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

最初に、下稲吉東小学校につきましては、先ほど申し上げましたように、5社以上ということで、現在募集といいますか、公告を行っております、その辺についての5社に至らなかったということで、再度内部についての協議をしているところでございます。できるだけ早く発注ということで、それらについては進めさせていただきたいと思っております。

それと、業者の関係でございますが、550点以上、特Aの部分かと思えます。それらについては、6社程度というふうに記憶をしております。正式には後でご報告をさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

くじ引きというの、やっているところがあるから採用したということでしょうけれども、県でもいばらき電子入札共同利用システムというのを導入しておりますよね、ご存じだと思いますけれども。茨城県及び13市町が参加して、発注する建設工事等において入札の参加申し込みや入札書の提出、開札作業を行う電子入札システムを実施しております。近隣では、土浦市、つくば市、小美玉市が参加しております。

本市においても、ホームページで発注情報や入札結果の公表を行うなど、入札情報サービスは実施しておりますが、入札に関しては、依然として郵便入札と指名入札の今回はくじ引き方式を採用しておるわけですが、石岡郵便局まで持参して、局どめとしておると思えますけれども、電子入札システムの導入の考えはないのかどうなのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまご質問をされた内容につきましては、私どもでも県内といたしますか、そういう状況があるということで、調査をした経過がございます。これらについても、よりよい入札の方法ということで、郵送によることで現在は進めております。今後、ご質問にありましたような点につきましても、入札の検討委員会の中で十分協議をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

3番目の公用車の事故防止対策でございますけれども、先ほどもヒヤリハットの報告書も確かに病院とか医療関係、福祉関係なんかで多く採用されている、そのとおりでございます、ぜひかすみがうら市の中でも未然に防ぐ、またそういうちょっとしたミスとか失敗をその場でそのままにするのではなくて、やはりそれを共有して住民サービスにつながる方向に向けるという、そういう気持ちが常に必要かなというふうに思います。

それから、窓口業務で、市民の方からとか、議員さんからもご指摘を受けることがあるようでございますけれども、その辺もちょっとしたミスとかトラブルをきちっと文書にして、やはり皆さんで共有する。そうすると、次の失敗、同じ失敗を繰り返さないようにするというのは、これは非常に大事なことじゃないかなというふうに思います。ですから、ぜひ前向きに採用の方向で調整していただきたいというふうに思います。

それから、ドライブレコーダーでございますけれども、現在は大変安いドライブレコーダーがあるようでございます。以前は5万とか6万といったんですけれども、今は二、三万で、もう2万円台くらいで購入できるということでございます。ドライブレコーダーのついている車には、搭乗率というんですか、要するに運転する方についてはついているものに乗りたいという、そういうふうな思いがあるし、またドライブレコーダーのついている車の事故率も非常に低いと。やっぱりそれだけ監視されているといいますか、そういうものをつけているというから、本人がそういう危機意識を常に持っているというか、そういうことかなというふうに思いますので、本当に値段的に200台入れても大した金額でないと思います。それによって、得るものが大変多いというふうに私は思いますので、ぜひ採用を検討していただきたいというふうに思います。

最後になるんですけれども、これは通告しておりませんので、答弁はどちらでも結構でございますけれども、市長に市長の報酬、それから特別職の報酬、それから議員の報酬につきまして、報酬審議会等へ現在諮問されているのかどうなのか、最後にそれお答えいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩いたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時04分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

鳩山首相は2日、退陣を表明いたしました。相次ぐ公約裏切りで、国民の怒りと不信が渦巻き、内閣支持率が1割台にとどめ、辞任に追い込まれました。昨年の総選挙で自公政権退場の国民的審判を受けて登場した鳩山内閣は、わずか8カ月半の短命に終わりました。

日本共産党の志位委員長は、国民的な怒りに包囲された結果と指摘し、根本にはアメリカと財界に物の言えない政治がある。参議院選ではまさにこうした政治の転換こそが求められていると強調いたしました。

私が2月から3月にかけて行った市民アンケートに、400名を超える市民の皆さんからご協力をいただきました。この場をおかりしまして、改めて御礼を申し上げます。議会報告とあわせて全市民対象に広報したいと考えております。寄せられたご意見、ご要望は、今後の議会議員活動に生かして頑張る決意を表明し、通告に従って一般質問を行います。

1、下土田地内の残土問題について。

下土田地内の休耕田に残土を入れ畑にするという問題で、これまで私は幕ノ内区長さんらとともに調査活動などによって、当該業者が許可申請にかかわって添付する土砂の発生元証明書等を偽造していたことや、残土条例許可以外の場所から残土を搬入するなど、たび重なる不法行為を続けてきた事実を明らかにしてきました。この事件の核心となる問題は、第1に農地法に基づく農地の改良、一時転用の許可と、市の残土条例許可は同時並行的に手続が行われ、残土条例許可が前提となって、農地法の許可となるべきものであります。それにもかかわらず、農地法による許可が先行し、市の残土条例許可が後回しにされていたことでもあります。

市の残土条例第6条では、市は事業区域周辺の行政区長と協力して、事業が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるとなっていますが、事業区内の周辺である幕ノ内集落住民には、何の連絡もなく、昨年8月中旬ごろ突然当該現場に残土が強引に持ち込まれました。

第2に、幕ノ内集落住民から、残土搬入の中止要請署名が出されていたにもかかわらず、残土条例の命ともいえる土の発生元、これが全く不明な土を運用と称して残土一時仮置き場であるストックヤードからの持ち込みを市長が許可したことであります。

土砂のほんの一部を検査して問題がなければ許可が出せる、そういうことになれば、残土条例は何のためにあるのか、その条例の根本が今問われているのであります。

第3に、当該施工業者のさまざまな不法行為が明らかになっているにもかかわらず、県や市当局及び農業委員会は、当該業者に対して、全くの及び腰であり、これら不法行為を不問にし、追認し続けてきたことであります。

以上、端的に問題点を述べましたが、既に当該現場は、当初予定されていた量、1万6750立方

の残土搬入が完了した状態だと思われます。

ここで質問です。農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書について。

農地法許可後の事業計画変更申請が、ことしの1月4日に提出されています。その中で、期間内に達成できなかった理由として、許可の一部の周辺の地元者により中傷があり、中止となって工事ができなくなったためと書かれてありました。しかし、当該業者は、残土条例の許可以外である和光市から残土を持ち込んだため、中止の措置がとられたのではないのでしょうか。農業委員会では、この理由についてどのような見解だったのか答弁を求めます。

和光市の土に関しては、市の残土条例に従い、農業委員会の申請と県のほうに送付したとしていますが、県の許可を受けた昨年8月20日の時点では、土砂の発生元は柏の葉キャンパスの建設残土との認識であったことを裏づけた答弁を前局長の板橋氏が答弁をしております。整合性がとれないと考えますが、答弁を求めます。

また、東洋製罐石岡工場で発生した土砂が持ち込まれた事実について、農業委員会の見解を伺います。

地権者は多額な資金を投入して建設残土を入れ、サツマイモ畑にするとのことですが、それで営業は成り立つのでしょうか。この点について、農業委員会では、検証しないのかお伺いをいたします。

第2に、市の残土条例にかかわる許可についてであります。

残土条例に基づく許可までの相当の期間がかかることから、ストックヤードからの搬入を認めていると市長が前回答弁しました。残土条例には、土砂等による土地の埋め立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とすると書かれてあり、そのために土地の埋立事業の施行者にさまざまな責務を課しております。しかし、許可申請書には、事業に用いる土砂等を発生させるもの及び発生場所の記載がありません。ストックヤードはあくまで残土の一時仮置き場であり、許可条件を満たしていないことは明らかです。これでは、土砂の発生元を明らかにすることを規定する残土条例の根本を台なしにするものではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

1月4日、業者に出された事業変更許可申請書では、変更の理由を良質な建設残土ができたためとし、土砂等の搬入元に和光市にあるストックヤードを追加、今度は一転して残土の不足分については、土浦市手野から搬入するとしています。当該業者は、当初から和光市からの残土持ち込みを意図していたのではないのでしょうか。答弁を求めます。

東洋製罐石岡工場から持ち込まれた土砂にかかわって、市当局は行政指導したとしています。しかし、幕ノ内区長さんへの回答は、搬入停止であります。一方、業者に対しては、搬入自粛の文書を出していました。これでは、区長さんらをだましたことになるのではないですか。市長の答弁を求めます。

第3に、偽造文書と告訴・告発についてであります。

当該施工業者が許可申請に添付した土砂等発生元証明書は、偽造されたものであったことは既に明らかになっています。これは刑法有印私文書偽造罪及び行使罪に該当するものと考えます。公務員には告訴・告発する義務がありますが、副市長は前回まだ整理ができていないと答弁しています。現在でも告発する考えはないのですか。市長の答弁を求めます。

第4に、地元幕ノ内地域周辺住民の生活と営農を守ることにについてであります。

当該埋め立て現場は、これまで休耕田で谷津田の地形でした。しかし、発生元不明な残土がうずたかく盛られることによって、周辺環境は著しい変化を受け、その影響ははかり知れません。特に幕ノ内地域周辺の住民は、飯田川や中根川及び地下水等で生活や農業を営んでおります。当該現場には、水路があり、それから流れ出す水質汚染に対する不安は大きくなっております。市長は前回、市独自に事業所周辺の水質調査を実施し、問題はないと述べ、今後も地域の安心・安全な環境を確保するため、監視活動をすると、指導をすると答弁しました。しかし、問題視している幕ノ内区長さんらには、それら検査結果の資料は、一度たりとも公表しておりません。現状を踏まえて今後の対応について、市長の答弁を求めます。

2、入札制度の改善について。

神栖市の発注の小学校設計業務委託などの指名業者入札により、競争入札妨害罪の判決公判がありました。水戸地裁の小野裁判長は、組織的かつ不正の利益を追求したもので相当悪質として、有罪判決を言い渡しました。判決の理由は、市の入札のあり方にも言及、談合などの不正を監視するシステムが十分に機能していなかったものとうかがわれると指摘しました。さらに、高値落札により、地方公共団体や国が信頼の面でも経済的な面でもはかり知れない損害をこうむったと述べています。水戸地裁の判決にもありますように、談合を監視するシステムの機能と体制を確立することが必要であります。

第1に質問です。予定価格と指名業者の事後公表の必要について。

これまで私もたびたび予定価格と指名業者の事後公表について求めてまいりました。今回の改正で、基本的にはそのような方向になったというような回答でありました。改めて、この入札の改革のポイントをご報告願います。その際、予定価格と希望価格の違い、これについてあわせて答弁を求めます。

第2に、入札談合と落札率の関係についてであります。

公正取引委員会は、落札価格の推移から、入札談合の可能性を注視するとしています。平成21年度の工事関係での指名一般競争入札における当市の平均落札率は、平成20年度と比較して、3%高くなっております。平成19年度については、私の独自の調査ですが、平均落札率は80.84%です。13%も高くなっております。霞ヶ浦地区と千代田地区の線引き、業者のすみ分けによる入札や一般競争入札における本店条件の変更などで、業者による談合が復活してきているのではないかと考えるところであります。市長の答弁を求めます。

第3に、条件つき一般競争入札の本店条件の緩和・上限額の引き下げについてお伺いをいたします。

一昨年9月より、条件つき一般競争入札の本店条件を5000万円未満までとしました。市内に本店を置く業者数は60社であります。それぞれ得意分野がある中で、A、B、Cとランクづけされており、入札金額で絞られています。その結果、一般競争入札であっても、入札に参加する応募業者は平成20年度1件当たり、平均が5社。21年度は何と平均4社となっています。今回の改正で5社以上を条件にしたようではありますが、そこで私の提案です。本店条件を1500万未満として、できるだけ発注件数を多くすることによって、点数の低い業者、Cランクであっても入札に参加しやすくすることです。

そして、1500万以上については、支店、営業所を持つ業者も参加できるようにすること。これによって、競争性と公平性を図ることができるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

4つ目に、「公契約条例」の制定についてお伺いをいたします。

日本共産党は、先日22日、日本経済の根幹にふさわしく中小企業を本格的に支援する政治をするため、中小企業政策を発表。その中の1つの課題として、生活に密着した公共工事をふやし、人間らしく働ける労働条件を保障する公契約法条例の制定を進める方針を打ち出しました。特に公の施設の管理運営を営利団体などに代行させる指定管理者制度のもとで、図書館や福祉施設など公共施設の運営に携わる労働者が低賃金の有期雇用置きかえられ、官製ワーキングプアの問題が生じております。このような視点に立てば、本市においては、公契約条例の制定は急がれていると考えますが、答弁を求めます。

3つ目に、中小企業の仕事興しについてであります。

住宅リフォーム助成制度及び小規模工事契約希望登録制度の導入についてであります。

住宅リフォーム助成制度は、住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。住宅の改善を容易にするとともに、中小企業の仕事興しにつながり、その経済効果は助成額の数十倍とも上っています。神栖市の例では、リフォーム工事の額が10万円以上100万円未満の場合は、リフォーム工事経費の20%の額を助成しております。

また、小規模工事登録制度については、矢口議員が同じ質問をしております。これは地方自治法234条に基づく随意契約の創造的な運用を図ることを目的に、自治体が設け始めた制度であります。自治体が発注するさまざまな小規模工事に、これまで指名競争入札の参加資格を登録していなかった人も登録できます。現在では、この制度が47都道府県に広がり、439自治体で実施しております。地域経済の活性化にもつながります。

以上、2点の制度導入について、市長の答弁を求めます。

4、公共下水道の問題についてお伺いをいたします。

第1に、3省による汚水処理の効率化検討作業と市の生活排水処理施設整備計画についてであります。

国交省、農水省及び環境省の3省の政務官は、人口が減少している地域を中心に、下水道と浄化槽の役割分担を見直し、どう効率的に汚水処理を進めるかを話し合う検討会の初会合が開かれました。本市は、現在、市の総合計画の定めによって、加茂処理分区を整備しているとのことですが、加茂処理分区以降について、計画の見直しを考えているのかお伺いをいたします。

第2に、下水道加入率向上に向けた実施計画についてであります。

下水道加入率向上に向けた目標設定について、土木部長は前回、現在整備を継続している特環の加茂・牛渡地域での伸びがいまだ42.2%と低迷している状況を述べ、対象戸数がふえていることに起因している。個別の数値を設定することは、大変難しいと答弁しました。このことは、市の下水道整備計画がいかんぞさんであったかの証左であり、当初にもありました、私紹介いたしました、建設業者のための無駄な計画であったとの指摘が当たっていたということでもあります。早い段階で90%台に乗せると言いますが、その見通しはあるのですか。また、当該地域の世帯が接続しない原因は、一体何でしょうか。あわせて市職員の加入状況について、現況報告を求めます。

第3に、特環公共下水道の加茂処理分区の管口径600ミリの必要性についてお伺いをいたします。

同意書及び接続確約の件に関して、土木部長は前回、平成16年に実施した当該企業に対するアンケートの結果についてる説明し、アンケート結果を踏まえ、将来の整備計画に反映していきたいと述べました。

そこでお伺いしますが、当該企業の加入促進の具体策と稼働率予測及び何年後にこの600ミリ管の有効性が証明されるのでしょうか。答弁をお願いします。

5番目に、国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成についてであります。

第1に、国民健康保険税の引き下げの具体策について。

この引き下げについては、収納率のアップを図るには、保険税を下げる必要だと私は強調してまいりました。具体的な提案として、その財源を引き下げた議員報酬や市の職員の給与の引き下げ分を活用することなども取り上げて、支払いに困っている保険税を下げるという提案をしておりますが、基本的には平成19年度の時点に戻るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、短期保険証の発行と保険証のとめ置き問題についてであります。

短期保険証については、昨年度から、1カ月の短期保険証を発行しました。被保険者から暮らし向きを考え、1カ月の短期保険証発行はやめるべきだと求めましたが、市民部長は、納付制約を確実に履行していただくため、県内27保険者で実施していると答えました。1カ月の短期保険証を交付している保険者と、していない保険者の収納率の違い、どのくらいあるのですか。答弁を求めます。また、保険証のとめ置きの問題ですが、3月の時点で約300世帯の保険証が交付されていなかったとの報告がありました。現在の状況について、報告をお願いします。

3つ目に、減免要綱の作成について。

市民部長は前回、減免要綱の制定について、公平性が担保されることを前提とし、所得把握の方法なども含めて今後検討したいと答えました。市長の答弁を求めます。

6番目に、生活環境の改善について質問をいたします。

第1に、不要不急の大規模道路建設はやめ、生活密着型道路優先の予算づけについてであります。

市民アンケートには、数多くの生活道路に関する要望が寄せられました。その多くは、大規模な道路改良というよりも、維持修繕にかかわる内容で、少ない額の予算で済むものであります。当市に今後、億単位の大規模な道路建設計画があるのかお伺いをいたします。

第2に、街灯やカーブミラー及び信号機設置の予算づけについてお伺いをいたします。

同様に身近な要望として出されてるのが、街灯やカーブミラー及び信号機を設置することについてであります。これらの予算づけの順位や流れについて、端的にお答えください。

第3に、要望書のデジタル化を図り迅速な対応についてお伺いをいたします。

区長を初めとした市民からの要望書について、計画的な対応策、優先順位や概算額の把握には、データ管理のデジタル化が必要だと思います。また、現在懸案となっている要望件数及び概算額はどのくらいあるかお伺いをいたします。

7つ目に、市民の暮らし応援の施策について質問をいたします。

以下に述べる質問についても市民アンケートに寄せられた要望からであります。

第1に、市営住宅を持たない市として、家賃補助制度についてお伺いをいたします。

ひたちなか市では、新たな市営住宅を建設しないかわりに、市営住宅入居資格者を対象に、市内の民間賃貸住宅をあっせんし、毎月の家賃を補助、上限2万円とする制度を導入しました。

当市には、市営住宅がありません。家賃を補助する制度の導入について、市長の見解を求めます。

第2に、第3子以降の保育料無料化についてであります。

神栖市や常陸太田市では、少子化対策として、安心して子どもを産み育てる環境づくりを目的に、第3子以降の幼児の保育料無料化をことしから実施しました。当市においても、実施する考えがないか、お伺いをいたします。

第3に、希望者全員が入れる保育所・学童保育についてお伺いをいたします。

市は、保育所の待機児童解消を目指していますが、現状では、実現されていないようです。また、学童保育については、時間の延長を望む声もあります。それらの対策についてお伺いをいたします。

8つ目に、高すぎる水道料金の改善についてであります。

この市民の声では、水道料金の引き下げを求める声が非常に大きい。当市の水道会計は、年々改善されております。いずれにしても、約30%の市民が10立方未満の使用ユーザーですから、基本水量を10立方から5立方に改め、少なくとも市民が使ってもいない水の分まで料金は取るべきではありません。

第2に、国の水開発事業である霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設の問題についてであります。

茨城県の水道料金が高い根本的な原因は、過大なダム建設にあります。新政権は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発の見直しを明らかにしました。

無駄なダム建設を中止し、これまで住民が支払ってきた国への負担金の返還を求め、水道料金の本格的値下げに努めるべきであります。

以上2点、市長の答弁を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

下土田地内の残土問題につきましてお答えいたします。

ただいま、幾つかの視点からご指摘、ご意見をいただきましたが、いずれも農地法、あるいはまた市の残土条例に基づく許認可事務にかかわる内容でありますので、それぞれ担当部長から答弁させていただきます。

なお、ご指摘のように、営農環境を守るという点につきましては、当然のことでありまして、地区の皆様方にもご心配をおかけしておりますので、市といたしましても地域の皆様の不安を解消するため、河川等の調査結果につきましては、これから広報誌等で公表する予定でございます。

なお、詳細につきましては、農業委員会会長、副市長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

できます。

2点目の入札制度の改善につきましてお答えをいたします。

入札関連につきましては、これまでも佐藤議員を初め、多くの議員さんからご質問、ご意見が寄せられているところでありますが、平成18年の一般競争入札の導入から、最低制限価格の設定など、試行的に導入し、入札制度を運用してまいりました。

入札制度につきましては、さまざまな課題すべてに対応できるものではございません。そのため、各市町村とも多種多様な入札方法を導入し、実施しているのが現状であります。

第1回定例会でも申し上げましたように、談合は許されるものではありません。このため、本市におきましても、この4月より指名業者や予定価格の事後公表等を導入し、談合防止に向けました新たな入札制度を試行的に実施しているところでございます。詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の住宅リフォーム制度につきましてお答えいたします。

住宅リフォームに対する支援という観点から、現在でも公共下水道や農業集落排水処理区域内のトイレ等の改造等のための助成、融資のあっせん、合併浄化槽等の設置に対する補助、重度の身体障害者等の住宅整備事業に対する補助制度などがあります。

また、本年度事業として取り組みます住宅建築耐震化計画推進事業の中で、耐震改修促進事業計画を策定する計画もあります。

本市といたしましては、住宅リフォーム助成制度として、一体的な制度にはなっておりませんが、これら既存の助成制度や、国・県が進めております助成制度を含めまして、耐震、バリアフリー、省エネなどの多方面にわたりまして研究してまいりたいと考えております。

また、小規模（修繕、改善等）工事契約希望者登録制度の導入につきましては、先ほど総務部長から矢口議員にもご答弁申し上げましたが、市内業者の受注機会の拡大と、市内経済の活性化という観点からも検討しているところであります。

4点目の公共下水道の事業の問題点につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成につきましてお答えをいたします。

今般の景気の大きな落ち込みによりまして、企業活動が低下をし、倒産や雇いどめなどの雇用不安が大きな社会問題になってまいりました。このため、国におきましては、国民健康保険法施行令の改正や地方税法の改正を行いまして、自己の都合以外で離職された方につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなし、算定することになっております。この軽減を受けるためには申請が必要となるため、今定例会において、国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案をしており、議決後に広報誌等を活用しながら周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、減免制度に対する取り扱い要綱につきましては、対象者の基準や減免割合につきまして、理解が得られるものでなければならないというふうに考えております。さらに、事務執行上、公平性を確保するためにも必要性について検討するよう指示をしているところであります。

国民健康保険税の引き下げ、短期保険証等の発行と保険者証のとめ置き問題につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の1番、生活密着道路優先の予算づけ、6点目2番の信号機設置の予算づけ、6点目3番の要望書のデジタル化につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の市民の暮らし応援の施策につきましてお答えいたします。

市営住宅を持たない市としての家賃補助制度の実施状況につきましては、現在は生活保護世帯に対して実施している状況であります。

また、子育て支援においては、子育て奨励金、3人っこ家庭応援事業補助、子ども手当、児童扶養手当などにより子育て支援を実施しているところでございます。

ご質問の民間賃貸住宅に対する家賃補助の導入につきましては、現時点では考えておりません。

次に、第3子以降の保育料の無料化につきましてお答えいたします。

本市の第3子以降の保育料につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減策として、18歳未満の児童が3人以上いる家庭で、一定の要件を満たしている児童に対しまして、3人っこ家庭応援事業補助や、3歳未満の3人以上の児童を支援する子育て奨励金を支給しているところであります。

また、市の保育料基準につきましても、国の基準により低く保育料を設定し、保護者負担の軽減として、支援を図っているところであります。

次に、希望者全員が入所できる保育所・学童保育所につきましてお答えをいたします。

保育所及び学童保育につきましては、国の基準に基づきまして、保護者が仕事や病気、出産、親族の介護、求職などのために、家庭における十分な保育をすることができない、保育に欠けるという児童をお預かりし、保護者にかわりまして保育することを目的にいたしました児童福祉施設であります。国・県・市・保護者が負担をし、運営をしておりますので、幼稚園とは違い、保育に欠ける要件が該当しなければ入所はできません。

なお、保育所入所につきましては、ゼロ歳児など受け入れ態勢によりまして、一部の保育所で第1希望に入所できないこともあります。第2、第3希望により、保護者と相談の上、対応している状況でございます。

また、学童保育の保育時間につきましては、利用者の要望によりまして、職員の勤務体制などを検討した中で、民間施設の導入を図った結果、保護者選択の幅も広がり、それぞれの希望に合った利用がされている状況ではあります。

今後につきましても、民間施設等の開設を進めながら、利用者の実態、利用者の動向などによりまして検討してまいりたいと考えております。

8点目の高すぎる水道料金につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

[副市長 圓城寺和則君登壇]

○副市長（圓城寺和則君）

佐藤議員のご質問のうち、1点目の3番、偽造文書と告訴・告発につきましてお答えをいたします。偽造文書と告訴・告発につきまして、ご質問の中で、前回の私の答弁が引用されておりますので、私からお答えをいたします。

前回の答弁につきましては、まだ告訴・告発を行うとか、行わないということについて、明確な考えを整理しておりませんでしたので、まだ整理ができていませんとお答えをいたしました。

今回、改めて再度のご質問でございますが、偽装したものとご指摘のある証明書につきまして、一連の許可手続の中で書類の補正手続等を行い、市として許可をしていること、またすべての事柄について、告訴・告発ということには結びつかないと考えておりますので、今回の事案につきましては、告訴・告発を行うまでに至らないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（桂木庸雄君）**

農業委員会会長 関川忠雄君。

[農業委員会会長 関川忠雄君登壇]

**○農業委員会会長（関川忠雄君）**

共産党の佐藤議員のお答えに入る前に、我々農業委員会として、市議会の皆様には、常にいろいろと運営のためにご協力をいただきまして、ありがとうございます。心からこの場をおかりして、御礼を申し上げます。

早速でございますが、1番の下土田地内の残土問題についてということでございますが、農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書の問題についてお答えいたします。

農地法第5条申請書の許可による事業計画変更申請書の内容で、農業委員会の見解とのことですが、平成22年1月26日の総会において、委員会の意見として、許可どおりの場所から搬入するという条件をつけたらよいのではないかと意見がありましたので、附帯意見として、許可どおりの場所から搬入するという意見を附帯し、県へ申請書を送付いたしました。

また、東洋製罐からの残土搬入につきましては、搬出が確認されましたので、これに対する意見はございませんでした。

次に、サツマイモ畑に対して、営農は成り立つのかというご質問でございますが、これにつきましては、個人の申請内容でありますので、個人の尊重をしないと、このように思いますので、委員会としては、特別検証等はしておりません。

また、我々農業委員会としても、慎重な審議をしております。これからも関係機関・県・市と連携を図り、対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

**○環境経済部長（山口勝経君）**

1点目の2番、市の残土条例にかかる許可の問題につきましてお答え申し上げます。

初めに、今回の下土田地内の残土埋め立て事案につきまして、幕ノ内の皆様方に対し、多大なるご心配、ご不安をおかけいたしました。

ご指摘のとおり、この条例は、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的といたしております。ストックヤードからの搬入につきましては、前回答弁いたしましたとおり、残土の発生から許可までに相当の期間がかかることや、資源の有効利用の促進の観点からも搬入を

認めてございます。

残土条例にかかわる許可に当たりましては、申請の内容を十分に審査し、事業許可を決定しておりますので、当初から意図して申請したとは考えてございません。

また、ご指摘の行政指導文書につきましては、表現が違ってしまいましたが、搬入をしてはいけないという同じ意味で使ったものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

1点目4番の地元幕ノ内地域周辺住民の生活と営農を守ることにつきましてお答えいたします。

建設残土の無秩序な堆積は、崩落事故などを招くこととなり、周辺の住民に不安を与えるとともに、市民の生活に大きな影響を及ぼすものであります。行政にとりまして、その防止は重要な課題となっているところでございます。

本件につきましては、土砂の搬入場所は、土浦市と埼玉県和光市からのストックヤードでございますが、それぞれの土壌分析調査書を提出させ、市においても独自に現地調査をしており、有害物質の混入はないものと判断をしております。河川等の調査結果につきましては、これからも広報誌等で公表してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の方が環境への影響を心配されることは、十分承知しているところでございますので、不適正な土砂が搬入されないよう注視し、地域の安心・安全な環境を確保するため、条例に沿った適切な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願いたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の入札制度の改善についてでございますが、先ほど矢口議員さんにも概要については、ご説明をさせていただいたところでございます。

前回の議会におきまして、22年度中に実施する方向で検討するというので答弁を申し上げておりましたが、その後、入札検討委員会におきまして、先ほど申し上げましたような制度の見直しを行いまして、特に指名業者の事後公表を実施しております。また、予定価格についても事後公表ということで、新たな入札制度を運用しているところでございます。

予定価格と希望価格の違いというようなことでご質問がございましたが、希望価格につきましては、市において積算をいたしました設計額ということでございます。

それと、希望価格に入札の当日になります。ある程度の割合の範囲で積算した数字をくじ引きをしていただきまして、その率を乗じたものが予定価格ということで4月からは実施している内容でございます。

次に、入札談合と落札率の関連につきましては、これも第1回定例会におきまして、21年度の落札率のご説明を行ったところでございますが、22年度につきましては、工事の入札件数が現時点ではまだ少ないということでございまして、比較することはできませんが、入札制度の改正による結果の推移を見守ってまいりたいと考えております。

なお、ご質問のような線引きやすみ分けによる内容、さらには談合はないというふうを考えております。

また、条件つき一般競争の本店条件の緩和・上限額の引き下げにつきましても、制度の改正を行っております。ただいまのご質問の中で、1500万円等の中での支店、営業所等を入れてはというふうなご提案がございました。これらについても、入札制度の改正を行っているところでございますので、これらについても検討をさせていただきたいと思っております。

さらに、公契約条例の制定につきましては、これまでの議会でも何回か答弁を申し上げているところでございます。今後とも、国・県そして近隣の市町村の状況も参考にしてみたいというふうを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、6点目の2番でございます。街灯やカーブミラー及び信号機設置の予算づけということのご質問にお答えをいたします。

街灯やカーブミラーにつきましては、それぞれ各地区の区長さんからの要望により、申し込み順に予算づけを行っております。流れにつきましては、防犯灯につきましては、行政区内においては区が設置及び管理することになっておりまして、市は区長さんからの要望に基づき、設置補助金を1灯につき1万円を出しております。電気料につきましても負担をしております。本年度の内容でございますが、現在、12件、24灯の申請要望がございました。本年度の予算の内容につきましては、72灯の補助を予定しているところでございます。

また、カーブミラーにつきましても、同じく区長さんからの要望により、現地確認を行いまして、市においてカーブミラーの設置の発注をしているところでございます。

これらにつきましても、予算等が限られております。そういうことで申し込み順ということになると思いますが、そのような処理をしております。

また、信号機についてでございますが、これらにつきましては、茨城県警が設置、管理をしております。設置につきましては、これらについてもそれぞれの各区長さん等から要望を受けまして、それらを土浦警察署に要望を提出し、土浦警察署から管内の要望を取りまとめて、県警本部に上申するというところでございまして、必要があると判断されれば設置をすることになります。

信号の設置については、県といいますか、警察のほうでの予算になります。それらに関連した道路等の関連施設については、地元の市が負担するというようになっております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問4点目の1番になります。3省による污水处理の効率化検討作業と市の生活排水処理施設整備計画につきましてお答えをいたします。

国土交通省では、効率的な污水处理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）検討委員会を設置し、議員さんのほうからもお話がございましたように、国民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けまして下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽整備事業はそれぞれの各省庁で実施をされているところでございます。

市街地農村漁村等を含めた全域で、効率的な汚水処理施設の推進をするため、各施設の有する特性を踏まえ、経済企画を基本とする水質保全効果や地域の特性、地域住民の意向を考慮いたしまして、効率的、かつ適正な整備手法の選定を行うとしております。

また、5月11日には、国交省、農水省、環境省の出席のもと、第2回の検討会が開催され、地方公共団体の実態を把握するためのアンケート調査案について、議論がなされたところでございます。

ご質問の市の生活排水処理施設整備計画における加茂処理分区は、現在、認可区域内の整備を進めているところでございますが、加茂団地集落までの面整備を平成25年度から26年度において実施する予定となっております。

将来、加茂工業団地の整備は、3省協議において作成されます効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアル（案）をもととして、県と十分な協議・検討を行い、事業認可区域の見直しを図ることになろうかと考えております。

次に、2番の下水道加入率向上に向けた実施計画についてお答えをいたします。

平成21年度末における下水道普及率は、農業集落排水も含めて88%となっております。

また、個別の処理区ごとに見ると、加入率に大きな差があることもさきの定例会でお答えを申し上げたところでございます。

加入率の向上に向けての計画については、毎年推進地区を定め、職員または地域の役員さんの協力を得ながら、戸別訪問等を行って早期の接続を依頼している状況でございますが、今後も加入率の向上が見受けられない地区は、重点的に加入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、接続しない原因については、既に合併浄化槽等の設置を行っており、それらの施設が現在も使用されていることなどが挙げられているところでございます。

次に、職員の加入状況についてでございますが、公共下水道、農業集落排水を含め、21年度末現在、34人の職員が未接続となっております。これらの職員の皆さんには、今後、加入されるよう推進をしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、3番の特環公共下水道加茂処理分区の管口径600ミリの必要性についてお答えをいたします。

口径600ミリの必要性につきましては、さきの定例会で何度かご質問いただいておりますが、市としては、将来の加茂工業団地の整備を見越し、幹線管渠を含めた管渠などの整備計画を立て、600ミリの管渠が必要としたものでございます。

ご質問の加入促進の具体策、稼働率予測、いつ有効性が証明されるかにつきましては、今後の整備計画や事業認可等の状況などにより、具体的な内容や時期は決定できませんけれども、前回のアンケートを踏まえ、再度各事業所へ調査確認を行い、接続の推進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、6点目1番の不要不急な大規模道路建設をやめ、生活密着道路優先の予算づけについてお答えをいたします。

生活道路の整備につきましては、原則として区長さん等の要望により、順次整備を行っていくことを基本としているところでございます。ただ、要望箇所が多く、採択までには一定の期間を要することが現在の課題となっております。

また、地権者の同意や整備の必要性などを勘案し、限りある予算を有効に活用し、市民の皆様の要望に対応をしていくことが必要であるかと考えております。

したがって、新設道路や大規模な改良をできるだけ抑制し、最小限の補修工事等で対応しております。ご理解をいただきたいと存じます。

来年度以降の計画についてでございますが、当然、計画に入るということは、いろいろな内容を踏まえ、試算をするわけでございますが、現在、試算までに至っておりませんので、現時点ではないということになるかと思っております。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時58分

---

再 開 午後 1時31分

**○議長（桂木庸雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

**○市民部長（川島祐司君）**

佐藤議員の質問中、5点目の1番、国保税率引き下げの具体策につきましてお答えいたします。

国民健康保険事業は、国庫負担金等の特定収入に、受益者である被保険者がお互いに助け合うために応分の税負担をし、保険給付を行うものであり、本市においては、財源充実に法定分のみ一般会計からの繰り入れを行ってまいりましたが、平成22年度国保税につきましては、前年の経済状況の悪化による所得減少が見込まれる中での、被保険者の負担感などを考慮しまして、一般会計から1億1000万円の繰り入れを行うことで、税率の引き下げや、6割・4割であった軽減割合についても7割・5割・2割に引き上げ、拡大をあわせ行うこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、5点目の2番、短期保険者証につきましては、滞納のある世帯に対して、接触機会をふやすことと、滞納者の納税意欲を引き出し、被保険者間の公平性を保つための方策の一つとして行っているものであります。

収納率の違いですが、20年度現年課税分で比較しますと、1カ月の短期保険者証発行を実施している27保険者の平均が88.34%、その他の2カ月または発行していない保険者の平均が88.24%で、短期保険者証交付の保険者が、若干ではありますが高い状況にあります。

保険者証のとめ置きであります。22年度保険者証については、例年どおり簡易書留で発送し、不在や受け取りに来ないなどの理由により、現在、190世帯分が戻ってきている、あるいは預かっている状況であります。

なお、納税が滞っている世帯についても、高校生以下については、納税相談の状況にかかわら

ず、短期保険者証を交付しております。

以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

**○市長公室長（塚野 勇君）**

佐藤議員のご質問の中で、6点目3番の市民や区長からの要望書をデジタル化により迅速に対応してはどうかにつきましてお答えいたします。

行政区を含めました市民の皆さんからの要望等につきましては、広聴担当部門が全体の窓口として受け付けを行い、要望内容に応じまして、担当各課に照会、回付し、各担当課では、区長さんからの要望内容の聞き取りや、現場での確認作業を行い、実施の有無、手法、時期、事業経費などを判断し、対応内容につきまして回答をしております。

これらの一連の作業につきましては、一部事務処理システムを改善しましたけれども、担当部門とのオンライン化にはなっておりませんので、優先順位づけや事業費の把握につきましては、各担当と要望した行政区との協議や実施方法により異なり、すべてについて把握はできておりません。要望事項の情報共有など、進行管理ができるシステムにつきましては、さらに改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございました懸案となっている要望件数につきましては、幅広い分野にまたがり、また詳細になりますので、資料でお示しをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、平成21年度要望の概要を申し上げますと、総数258件に対しまして、道路関係で196件ということで、76%の割合になっております。そのほか、交通安全関係、消防関係、公園整備、環境整備などがございます。なお、先ほど申し上げました21年度の総数258件のうち、59件が22年度以降の対応、この扱いになっております。

このように、要望事項は大変件数が多い状況でございますが、業者への発注だけでなく、職員による対応や、行政区にご協力いただきながら対応するものなど、できるだけ多くの要望にこたえられるよう努力をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

**○水道事務所長（仲川文男君）**

佐藤議員の質問にお答えいたします。

8点目の質問のうち、最初に水道料金の引き下げの市民の声について。水道料金の基本水量見直しにつきましてお答えいたします。

議員のアンケート集計結果につきましては、ホームページにて取得をさせていただきました。ご質問の基本水量見直しにつきましては、これまでも一般質問の中でお答え申し上げておりますように、まず実態を見ますと、ひとり暮らし世帯の1カ月の平均使用水量は、本年3月調定分

でまず求めてみましたが、水量は9.2立方メートルでございます。対前年同期の使用水量9.3立方メートルとほぼ同じであり、ひとり暮らし世帯の1カ月の平均使用水量は、基本水量10立方メートルに近いものであると言えます。さらに、本年3月分の一般世帯の1カ月の平均使用水量は、19.1立方メートルとなっております。これらも踏まえての料金体系となっており、基本水量10立方メートルと定めた現在の料金体系は、適正なものと考えております。

さらに、支出面から見ましても、年間を通しての水道事業施設の維持管理、今後老朽化に伴う補修、改修、更新事業に与える影響を考慮しますと、議員から要望をいただいております基本水量の見直しは、非常に難しいものであると言えます。

次に、国の水開発事業である霞ヶ浦導水事業や、八ッ場ダム建設の問題点についての質問にお答えいたします。

両事業ともさきの政権交代により、事業の見直しが行われており、事業中止となるのか、あるいは継続されるのか、まだ決定には至っていないことは、議員ご承知のとおりであります。国の動向を注視していきたいと思っております。

なお、この両事業には、県企業局の水道部門がかかわっておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、霞ヶ浦導水事業につきましては、那珂川、霞ヶ浦、利根川を導水路で連結することによりまして、水道用水として、本県、千葉県、東京都、埼玉県のうち、1日約50万人の水利用を担う計画となっております。

本県におきましては、県中央広域水道用水供給事業として、暫定水利権にて、現在取水し、本市を含め、10事業所に供給されておりますが、水道料金に関する県企業局からの説明では、まだ事業が完成していないため、建設仮勘定に計上されており、現在の県中央広域の水道料金には反映されていないとのことでございます。

次に、八ッ場ダム建設につきましては、ご案内のとおり群馬県長野原町に建設中でございます。水道用水供給としましては、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、そして本県へ毎秒21.389立方メートルを供給する計画となっております。

本県におきましては、ダム建設を前提に、現在暫定水利権を取得し、利根川から取水し、県南、県西地域に水道用水として供給しております。このうち、本市にかかわるのは、県西広域水道用水供給事業であります。また、水道料金に関しましては、県中央広域同様、事業が完成していないため、現在の料金には反映されておられません。どちらの事業とも完成した後に、管理費及び減価償却が発生することになります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

農業委員会のほうの質問ですけれども、地元者による中傷で工事中止されたというふうに言っているでしょう。だからおかしいと言ったんです。これ、質問に答えていないですよ。許可されたところであればオーケーということじゃなくて、私の質問は既に渡してあるように、整合性がないんじゃないですか。地元者の中傷じゃないでしょう。別の和光から持ってきたから問題にな

ったわけでしょう、中止になったのが。理由がそもそも違うでしょうよ、出している中身が。それで、もう農業委員会は、あくまでも柏の葉キャンパスから持ってきたのが、坂東に行って、坂東も確認したでしょう、関川さん行っていますよね、坂東も。それから手野まで行ったわけでしょう。そういう流れの中で、あくまでも柏の葉キャンパスだというのが前提だったわけでしょう。

それで、実は、私が情報公開したもので、1月8日付の顛末書、始末書というのがあるんです。これ事業者と土地所有者の連名で出されているんですけども、農地法5条の許可を受けて、これがまたおもしろいんです、期間内に達成できなかった理由、何と書いてあると思いますか。指定区域外からの土が搬入されているとの報告が近隣の市民からあり、現在まで中止となっている次第です。その次です。運転者の管理には、手落ちがあったことには、まことに申しわけありません。手落ちなんですってよ、和光から持ってきているのが。手落ちだと言っているんです。今後このような不祥事がないように、運転者の管理を徹底します。その和光市は許可はオーケーだと一方で言っているんでしょう。全く矛盾しているでしょう、どうですか、まずこれ、第1点。

それから、この残土条例のほうと絡みがあるんだよと言ったんだよ。東洋製罐から持ってきたことについては、残土条例との絡みがあるので、認識しているけれども、市と連絡をとるよというふうに板橋局長は言ったんです。そのときに、何とこの残土条例の中身は変更の理由として、良質な建設残土ができたためとあるんです。事業変更許可申請の顛末書とこの残土条例の整合性、全く矛盾しているというふうに思いますよね、どうですか、これが第2点目です。

それから、東洋製罐の土がひどいというのは、前にも、あのときはこちらに傍聴していましたからわかったと思いますけれども、ひどいですよ、これ。本当にこれ産廃と思われるような土です。オガモノは産廃だけれども、おがめませんよ、怖くて。これちゃんとここから掘ったものをダンプに入れているんです。ですから、この東洋製罐の問題については、1月26日の総会で意見がなかったんじゃないですよ。意見がないんじゃないくて、その後どうなったのかということが問題になるわけです。その後も月1回ずつ総会をやっているんでしょう。そういうことがあります。

それから、この農業委員会というのは、農地を守り、農業の振興策を提案する役割を持つ重要な機関ですよ。そこで、やっぱり発生元が不明な土というのは、非常に問題なわけです。

戸田さんがこの前の裁判のときに意見陳述しました。そのときにいらっしゃったかどうかわかりませんが、県のほうは、農地法の許可に添付されていた書類は、関係ないんだと。法律上、義務づけられたものじゃないんだというふうに言って、逃げているんです。しかし、戸田さんは、農業を営む人にとっては、土は命だと。その土がどこから発生したのか明らかでないものは、安心・安全な作物はできません。そうでしょう、今、安心・安全な作物、これは安心・安全な土でなければいけないんじゃないですか。

持ち込まれた残土の中には、農地に適さない大きな石の塊とか、酒瓶だとか、発泡スチロールだとか、金属とか、ビニールの袋だとか、そんな混入したのがどんどん捨ててあるというふうにも聞いています。近くの現場すぐのところには、油がぎたぎたになっているところがありますよね。私も近くに行ってみたら、本当にぎらぎらしているところがありました。そういうところもあるわけですよ。現場を見ていらっしゃるかどうかわかりませんが、農業委員会では、今の現地の状況を見ていらっしゃいますか。農地に適していると言える残土だと思いますか。そのことは関係ないと。あくまで個人の問題だというふうにおっしゃるんですか。これ3点目。

それと、今、個人にかかわる問題だというふうに言いました。でも、農業委員会ですよ、個人の問題だけじゃないですよ。やはり農業経営全体もほかの近隣の人たちとの農業の整合性もやっぱり一緒に図りながらやる、これは当然のことだと思います。ですから、戸田さんが休耕田に発生元不明な残土をうずたかく盛って、サツマイモ等をつくって営農ができるのかという。実際に、田んぼを畑にして高額なお金を払ってまで埋め立て工事なんかはできないよと。やっぱり実際に農業に従事している方がそういうふうな疑問を呈しているわけです。

ですから、私が思うのは、ここでもまだ問題があるんです。物すごい高さに盛ったでしょう、片側のほうの山林のほうに土が盛っていますから、山林のところにかかっちゃったわけでしょう、その部分をどうするんですかって、そのときにこういうふうに答えているんですよ。将来、隣接地を借り受けて、ナシ畑に計画がありますので、のり面での耕作面積が減じたのはやむを得ません。これ、平成21年8月13日です。この日付で農業委員会、いわゆる県南農林事務所あてに提出しているんです、その書類。このサツマイモ畑の面積と、ナシ畑の面積の比率は一体どうなっているかご存じですか、私わかりませんが。

そういう点だって、サツマイモ畑の面積とナシ畑、どういうふうになっているんですか。それも関係ないというようにおっしゃるんですか。ではなぜ県南農林事務所のほうからの問い合わせにそう答えているんですか。それともう一つつけ加えれば、山林の隣接中止、これ8月13日時点では、認識も同意もしていませんよ、私は本人からそう聞いていますから。「え、そんなに盛るの、聞いていない。」ちゃんと私はそれは聞いています。

以上、5点お答えください。いいですか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

**○議長（桂木庸雄君）**

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時52分

---

再 開 午後 2時07分

**○議長（桂木庸雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

農業委員会事務局長 中島邦之君。

**○農業委員会事務局長（中島邦之君）**

大変失礼しました。

4点ほど質問いただきまして、まず第1点目から運搬車の都合によりというようなことで、顛末書が。

[佐藤議員「手落ち、都合じゃない」と呼ぶ]

**○農業委員会事務局長（中島邦之君）**

手落ちがあったということで、顛末書が添付されたということですが、これは県南農林事務所のほうからの要求によりまして、事業者が書いてございます。

[佐藤議員「それは違う話、別な話」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

もう一点、今度はのり面が山にかかって平らにするということですが、これも事業者ではなくて、所有者本人のことで、将来的にわたりまして、将来的にはナシ畑もやるというようなことで、これもまた県南農林事務所のほうに送付してございます。あと現場を見ているのかということですが、正式には、まだ完了届が上がってきていませんので、確認はとってございません。

あと、良質土というような質問でございますが、これは残土条例のほうかなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

[佐藤議員「隣接同意者は同意していないんですよ、ナシ畑のことについて。それもわかりませんね」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

確認はとれておりません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、農業委員会の役割がいかに大事かということです。サツマイモだったというのが途中でナシになるなんて、それはおかしいでしょう、やっぱり。これがまず問題だということと、その借り受けるということも勝手に書けないでしょう、ヤマモトさんが、本人が。そうでしょう、だってそう確認とっていないんですよ。私聞いていますから、本人から。これも問題でしょう。

それと、発生元証明書の偽造。前にお見せしましたけれども、発生元の偽造。これは2つあるんです。1カ所と、それと2カ所。1カ所分のほう、これはミライキカクはミライキカクですけども、ここの数字はいじっていないんですよ。こちらのほうは、数字を線引いて2万2000立方に直しているでしょう。ここの住所まで直しています。そして、判こをダブルで三文判を押しているわけです。これで鴻池の所長さんが怒ったわけです、わかりますか。

そして、どちらについても、このミライキカクという会社に最終処分業者なんていうのは全く我々わからない、そう言っているんです。ですから、これはパソコンで打つんですって、ここの場所。ですから、これも偽造なんですよ。両方偽造なんです。どうですか、告発しなければいけないんじゃないですか。1月26日、私が言ったときにそう述べた方がいらっしやいましたよね。両方とも偽造ですよ。

それから、その現場を見ていないと言いますけれども、ちょっと無責任じゃないですか。あれだけ問題になっているところに、現場見に行かないですか、中島さん。現場に行っていないの。もうほとんど終わっていますよ。重機までもう引き揚げられていますよ。どういう形になっていますか。それで現場を見ていないというのは、全く不誠実です。特にあの現場は、雨が降ったら大変なことになりますよ、あの勾配ですから。サツマイモ畑かナシ畑にするのかわかりませんが、そこに必ず休耕田になっていた谷津田を畑にするということは、畑にまず水路をつくらなければならないというのです。水の専門家が言っていますよ。水路をつくってありますか。あと崩れたらどうするんですか。そういう対策は本人任せですか、市任せなんですか、農業委員会関係ないんですか。耕作地として、今後の検証は関係ないと言うんですか。以上、答えてください。

まず告発するかどうか。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

告発につきましては、副市長が答弁したと同じ。

[佐藤議員「副市長とは違います、これは、農業委員会です。副市長は別の機関です」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

告発しないということでご理解賜りたいと思います。

あと、現場を見ていないのかということですが、事前調査とか、何かのところで必ず全市を歩いていますので、そのときには必ず見ております。見ていないと言ったのは、正式な完了届がありませんので、見ていないと言ったことをごさいます。

また、地形につきましても、まだ完全に終わっていないと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

[佐藤議員「水路の問題についてはどうなっているんですか。水路、畑地にする水路。それも関係ないんですか」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

図面上には、サツマイモ畑というのは申請でございますので、水路の計画というのは載ってございません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、やっぱりいろいろな点で、農業委員会としての、農業を振興していくという、そういう役目というのが大事だという点で、かなり問題があるということだと思います。

それから、市の残土条例の問題について、お伺いをいたします。

相当な時間がかかるから許可をしたというふうに言いましたよね。それにつけ加えて、今度は新たな資源の有効化を図るということまで言いました。どういうことですか、資源の有効化を図るって。残土の資源の有効化、和光から持ってきたり、東洋製罐から持ってきたり、どこから持ってきたかわからないようなのが、みんな資源の有効化なんですか。

それと、これは市長が許可した後に、私と一緒に戸田さんに行ったときに、こう言っているんですよ、11月25日です。回答がおくれたのは、いろいろな形で行政でとめる方法があるか、現場に指示した。そのために時間がかかったというんです。市長、そういうふう言っているですよ。市長。これちゃんとテープとっていますからね。忘れていたかもしれません。だから、許可までに相当な時間がかかるというんじゃないですよ、これ見てください。回答がおくれたのはいろいろな形で行政でとめる方法があるか現場に指示した。そのため時間がかかるということです。

ですから、とにかくその発生元はわからないわけでしょう、相変わらず。戸田さんもかなり、最初は市長がどういうことを言ったと思いますか。10月15日、残土条例許可前です。立派な残土条例で、ほかより厳しくよくできているので心配ない。地域の要請があれば中止できるというふ

うに回答している。そう聞いています。それで署名をやって、中止要請書を出したわけです。ところが、運用になってしまったでしょう。厳しい条例があっても、守らなければ何のための条例なのかということです。それが問われているという私の質問に答えていないでしょうということ。だから、戸田さんも公判の中で、これまで信頼してきた市長にこのような形で裏切られるのは、とても我慢なりません。私は話し合いで解決したかったというふうに述べています。

それで、ちょっと質問します。

市長は、やめられると言ったのが、書類が整えばやむを得ない。とめる理由が見つからない。やめる理由が見つからない、そういったんですよ市長。とめる理由が見つからない。地権者が取り下げてくれれば一番いいんだというふうに言った。何でそんなことを言うんですか。県のほうにも問題があると思いますけれども、それを何らかの圧力があつたんじゃないですか。これ、まず第1点。これは市長答えてください。

あと、坂本環境経済部長が土壌検査は、業者のほうでやっていると言ったんです。私は情報公開したときに、農業委員会から出てきた書類は、市が立ち会ったいわゆる1月13日付のものが検査書なんです。

ところが、残土条例のほうのものは、何と和光のストックヤードなんですけれども、その証明書は日付いつだと思えますか。平成20年11月29日付です。ストックヤードは土が動いているんです。それなのに、平成20年11月29日。1年以上も前の検査書です。それで許可相当としたんです。恐ろしいです。何でもありませんか。それを検査したから大丈夫だ。これがまさにでたらめだということです。これ第2点。

それから、残土条例許可前に土を入れてしまったでしょう。そのときに戸田さんがダンプの運転手に8月25日だそうです。ダンプの運転手は、「柏と言っているわけじゃない。どこからだっかっていいじゃないか、おまえらに話す必要はない」そういうふうに語ったそうです。そのときは、柏といえば、高速道路からおりるのも不思議には思わないよね。ところが、手野に変わってしまったでしょう。だからおかしいなと思って追跡したわけです。そうしたら和光だったわけです。

そうしたら、今度の許可を見てください。いい土が出たと。和光からの土がいい土なんだって。それで、1万6750立方のうち、和光を1万、手野をその不足分6,750立方、こういうふうにしたんです。だから、もともと和光から持ってきたんです。

そのことがはっきりしたのが、実は、私の調査でインターネットなんです。この丸昌工業というのを検索したら、1つ出てきたんです。残土置き場、和光高校前にうずたかく積み上げ、これ08年11月19日です。08年というと20年です。市の改善勧告もイタチごっこだつて。これちゃんと図面が、航空写真も載っています。和光市新倉の県立和光高校の前にある丸昌工業。残土置き場で残土が条例に違反して高く積み上げられ市民から苦情が寄せられている。市は08年8月と10月に改善計画を提出させて、一たん低くなったが、また少したてばまたもとに戻る。イタチごっこが続いている。これは、東京都内の建設会社がマンション建設などで出た土を北関東の最終処分場に運び出すまでの仮置き場として、約20年前から使用している。また、茨城県内の最終処分場に残土を運び入れているが、周辺住民の苦情対応で搬出が進まなかったという、こう書いてあるんです。

和光市でも市役所も市民が大変困っている業者だったんですよ。それで、共産党の和光市議会

議員に聞いてみました。調べてみました。そうしたら、何とこの会社は、前はホシノ建設だそうです。そうして、それが倒産をして、丸昌工業になった。しかし、この丸昌工業代表者は前のホシノ建設の娘婿じゃないかというふうに言っています。それで、そういう市の職員から聞いたことですが、市の残土条例がかすみがうらでは厳しいそうですが、ぜひ送ってくださいと言われました。

それで、このホシノ建設、そして丸昌工業、この関係をどうも別の人から聞いたことがあったので、そうしたら、そのホシノ建設は、平成6年ごろからこの霞ヶ浦地区を中心に旧出島です、かなり事業活動始めて、残土を不法に捨て続けていた業者だそうです。東京の残土屋で捨て逃げた会社です。計画的倒産だと。その妻が丸昌工業を立ち上げた。いろいろなところにこのホシノ建設が残土を捨てているんです。

これが和光高校です、丸昌工業。こっちが手野です、丸昌工業でしょう。両方とも丸昌工業です。そして、倒産したのがホシノ建設。両方ですよ。同じなんです。ですから、かなり困っていたわけです。だから和光からも最初から持ってきたんです。柏じゃないというのは明らかなんです。和光なんです。どうですか、ここまで言われて初めてわかったと思いますけれども、こういうふうにして、持ってきた問題でも非常に大きいんです。

ここで、こういうのもあるんです。土地の埋め立て等に係る使用機械の運搬者の報告書。これがあるんです。これを見ますと、運搬会社の名前が丸昌工業、担当者の名前、電話番号があります。そして、トラックナンバー、みんな土浦です。土浦ナンバーなんです。発生元は柏と偽っていますけれども、でも、049という番号を調べるとどこだと思えますか。埼玉です。埼玉。埼玉の川越、坂戸、鶴ヶ島とか、こういうところなんです。

これで、私が戸田さんからもらったものでトラックを調べたでしょう、戸田さんが追跡したものの。このトラック番号をこれと組み合わせると、ちゃんとこれと一緒にです。ここでダイダイ色にしているのは、追跡してわかったの。そうしてこの黄色は現場で搬入していた車であるということがわかった。こっちのちょっとしたピンクのものは、これは手野のほうからいつも来るぎんぎら銀の車なんです。ほかはわからないんです。ですから、ほかだってどうなっているかわかりません。そういうことで、もう埼玉の業者がこの件にかかわっているということは明らかだということなんです。

それで、私はまずここで調査・確認をどのようにしたのかと、和光市の市役所に、それから環境保全課はこのダンプのナンバーのチェックはしていたのか。

それから、もう一つは、東洋製罐の問題です。東洋製罐、これだって問題でしょう。東洋製罐については、その後目隠しの網を設置しているんです。写真撮られてしまうから。東洋製罐に確認しましたか。だれかが口利きしないと、東洋製罐から入らないでしょう。東洋製罐から持ち込まれた土砂が撤去されたというけれども、だれが証明するんですか。そして20立方だといいますけれども、どうやってそれを証明するんですか。私はその時点でやめるべきだと思うんです。

そして、自粛とそれから停止は同じ意味だ。先生、学校の先生、停止と自粛わかりますか。テイシュじゃないですよ、停止。それと自粛。自粛というのは、10台だったのを9台にしたって自粛でしょう。停止とは違うでしょう。これが問題でしょう。

以上、ご質問に答えてください。

市長、だれかから圧力をかけられたんですか。

それから、情報公開のものでは、日付が平成20年11月29日です。1年以上前なんです。が添付されてましたね。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[佐藤議員「まず市長からね」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

圧力は一切かかっておりません。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

佐藤議員さんのほうから幾つか質問があったわけでございます。私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

まず、土壌検査でございますが、平成20年11月29日付でそれが優良な土というようなことで担保されるのかというようなことでございますが、これにつきましては、かすみがうら市でも土壌の検査をしてございまして、その検査結果を見ますと、基準をオーバーするというようなことがございませんでしたので、担保されるというようなことで理解してございます。

それから、残土条例の許可前に下土田のほうの休耕水田に入れたのは、というようなことでございますが、これにつきましては……

[佐藤議員「和光市と和光市に確認しましたかということですか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

和光市のほうには丸昌が許可をとっているのかということは、確認されているというような報告がございます。和光市で……

[佐藤議員「問題になっていることはわかっていなかった」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

問題になっていたことは、今、佐藤議員さんのほうから聞いたわけでございますが、和光市のほうには、ストックヤードの届け出がされているのかどうか、その辺は確認してございます。

それから……

[佐藤議員「問題のある業者かどうかは確認しなかったということですね」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

その辺は確認してございません。

それと……

[佐藤議員「車両をちゃんとチェックしているかどうか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

ダンプの車両でございますが、届け出がされてございます。ナンバープレートが書いてありま

すので、その辺は随時確認はしております。ただ、その現場に職員が搬入時間にいるわけではございませんので、現場に行ったときには確認してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、東洋製罐の残土でございますが、そういう報告があった時点で、現地のほうに出向きまして、東洋製罐から運ばれた残土がないというような確認をしてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、自粛と停止の表現、先ほど申し上げましたように、同じ意味ということでございます。私どものほうで、停止の意味で、入れてはいけないという意味で出したわけでございますが、自粛というような表現になってしまったわけでございます。

本来であれば、停止というような形で通知すべきだったということで理解しておりますが、全く入れてはいけないというようなことでの表現、意味合いでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

東洋製罐から持ち込めたものも、ちゃんと戸田さんは確認しているんです。4台。大体1台10立米ですよ。そうして往復していますから。1回見て、もう1回追跡しているんです。そうすると4台掛ける2です、単純に。この日だけではないです。それが問題なんです。だから私はこのときに本来ならば、許可を取り消すべきだったというふうに思います。市長、このときに取り消せば問題なかったんです。裁判までにならなかった。許可したときだって、中島さんと前の環境経済部長が17日に戸田さんのところに行って、土下座したそうです。ごめんなさいごめんなさい。土下座したんです。意に沿わなくてすみません。何でそんなことをやる。逆に、本当は市長が行くべきだったんじゃないですか。

それと、今言ったように、何回も取り消しをする機会があった。まず1回目が、残土条例許可前に大量の土を持ち込んだ。2回目が、残土証明書が偽造されていたことがわかったとき。第3回目は、戸田さんが追跡して許可以外である和光市からの持ち込みがわかった時点。4度目は、東洋製罐から持ち込まれたとき。これですよ。仏の顔にも三度。4度目はもうだめだということです。市長、答弁ください。どうぞ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その対応につきまして、副市長が当たっておりまして、副市長のほうから答弁させていただきます。

[佐藤議員「自分で答えなさい」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

[佐藤議員「自分が全部責任をとるといったんだから。それをきちんと答

えられないんじゃないでしょうか。副市長じゃなんの役にも立たないで  
しょう」と呼ぶ]

○副市長（圓城寺和則君）

私からお答えをいたします。

区長さんのお宅へお伺いをしまして、今、お話しのありました土下座とかというお話がありましたけれども……

[佐藤議員「別に土下座の問題は今いいよ」と呼ぶ]

○副市長（圓城寺和則君）

詳しくは本人の心情はわかりません。

[佐藤議員「市長がいくべきじゃないかと言ったんだよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

静粛に願います。

○副市長（圓城寺和則君）

それから、和光市から運ばれた、あるいは東洋製罐から運ばれた、そういう段階で取り消すべきだろうというようなご指摘でございますが、その都度、業者には搬入停止の措置とか、行政指導とか、そういう指導を通じまして、補整をさせまして、しかるべき許可要件を整えた上で、許可をしたという経緯がございます。

それから、和光で取り消すべきだというご指摘がございましたが、そのような考え方のもとに追認をしたということで、そのことにつきましては、これまでもお話を差し上げている状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、今度は偽造文書の問題になりますけれども、裁判ではこの偽造文書は知らないというふうに、そういう態度をとっているんです。11月9日に環境経済部長ほか何人かで鴻池組に偽造だと証する証明書を出してくれと要請しているでしょう。なぜ要請したんですか。偽造だという。それから、柏のキャンパスの残土でなくなったというけれども、出されてきている土壤検査資料の中身は全く変わっていないです。09年6月24日付なんです。変わっていないんです。ただ柏でなくなっただけです。でもデータ同じなんです、これおかしいでしょう。そして、平成21年7月14日付の残土証明書も事前協議のものと本申請のものと同じなんです。同じものを使っているんです。これでいいんですか。それで柏じゃなかった。これでいいんですか。

以上、3点。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、偽造文書のことでございますが、残土条例関係の本申請でございますが、本申請には残

土証明書ということで、添付されてございまして、発生元証明書は事前協議の段階だというようなことは、前にもご答弁申し上げているところかなと思います。本申請につきましては、残土証明でございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、残土証明書のことでございますが、非常に古い、あるいは場所が違うのではというようなことでございますが、現在、私ども確認ができておりませんので、後ほど申しわけございませんが、調べて答弁したいと思いますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

私が言っているのは、事前協議で出した書類と、本申請で出した書類一緒だということ言っているの。ただ、発生元証明書をネグレクトしただけ。非常に単純なんです。それで、とにかく問題なのは、これわざわざつくったんです、私、これ。これがこのピンクが現場です。そして、ちょっとオレンジは戸田さんのところで、その前が戸田さんの田んぼなんです。このピンクからずっと来ると水路が流れています。これが飯田川に行くんです。周りはみんな本当にすばらしい農地、田んぼです。ここで中根川と合流して、水量が足りないときはここでせきとめて水がこのまま両方使うようになっているそうです。影響ははかり知れません。市長は、農業を大事にすると言っていますよね。市長のパンフレットの中には、安心・安全な地域環境といやしの空間づくりに努めます。農地などの保全と効果的な活用を図るため、新発想の環境条例などを検討しています。新発想というのは、中身のない新発想ですか。残土条例と同じように命を捨てるような、根本を台なしにするようなもの、それを考えているんですか。まず、これが1点。これだけの影響力があるんですよ。

それと、まさに解決しがたいような原因をつくったのが行政です。これは大変です。あんなに大変な大量の量ですから。これについて、行政の責任があると思いますけれども、どうですか、市長。

そして、市長は、裁判で片づけようというふうな態度ですか。

以上、2点。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私のマニフェストにつきましては、そのとおりそういった地域の安全というようなことで進めていく気持ちでございます。

また、農業、農地を守るということにつきましては、私自身もかつて農業をやっていましたし、その下流では私の農場もあるわけでありまして、その思いは同じでございます。

それから、裁判で片づけると、そういった気持ちでは決してございません。行政としましては、当然、法に基づいて進める機関でありますから、それはそれでそういった形で誠心誠意やっていきたいと考えています。

〔佐藤議員「環境をどうやって守るの、この環境を。環境をどうやって守

るの、今、現実。今、見せたでしょう。環境をどうやって守るの。現場は見ましたか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

現場見て、どういうふうになが流れているか、それがどう利用されているか見ましたか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現場のほうは何回も見ております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

現場を見ても感じないということですね。

それから、国保税のほうです。ちょっと時間がありませんので、ちょっとだけ。

これは実は、平成20年4月から後期高齢者の創設に伴う税率の改正ということで出されたパンフです。拡大しました。そうしたら、医療費の伸び予測、これ予測がいいかげんなんだ。すごいですよ。なぜすごいかという、これです。黄色っぽいものが予測です。青が実際です。そうしますと、平成19年度は9186万7000円多いんです、医療費。20年3億4000万多いんです。21年の予算を比べると、3億8600万。何と22年5億6200万も多いんです。こういうふうにおどしじゃないですか、医療費が伸びるよ伸びるよと、これがまず問題。これに答えてください。

それと、ここにもありますけれども、計算で40代夫婦、子ども2人、所得300万、固定資産10万で計算しますと、47万6400円になりますというのがあるんです、これが。

これを見てください。平成19年は39万5200円です。そして、20年が47万6400円。そして、平成22年度は、ちょっと下がりました。46万5900円です。これ300万の所得です。300万の所得で何と所得に対して15.88%です。今でも所得の15.53%。これが払える保険料だと思いますか。

そして、もう一点。あなたは非常に問題だ、市民部長。私は何回も言っています。相互扶助じゃないんです、国保税は。ちゃんとうたってあるんです。

○議長（桂木庸雄君）

佐藤議員に申し上げます。

時間です。

○6番（佐藤文雄君）

じゃ、そういうことで、今の質問に答えて私の一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[佐藤議員「まず医療費が高いでしょう、非常に。どうやってつくったんですか、おどしですか」と呼ぶ]

[「ちょっと休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時48分

---

再 開 午後 3時07分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変申しわけありませんでした。

ただいまの佐藤議員から再質問いただきました。

まず、平成20年度から国保税率の改正をした際、各回付をしましたパンフレットの医療費の伸びについてのご質問でありますけれども、その医療費の伸び7%ずつ毎年かさ上げといいますが、引き上げるような支出を設定してございますけれども、その当時の根拠としましては、平成14年から一応平成19年まで、改正前年までの実績、あるいは見込みをとらえまして、その上で、大幅な伸びをしている14年度、さらには平成18年度、これが10%以上の医療費の伸びを示しておりますので、こういうものをある程度除いた中で、平均をとらえますと、約7.5%というような平均値が出てまいりました。そういうことを踏まえまして、平成20年以降の伸び率を7%、すなわち平成19年度の実績見込み数に1.07という数字を毎年掛けるというような形で、試算をし、見込みをしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

---

答弁の訂正

○議長（桂木庸雄君）

先ほどの矢口龍人議員への答弁について、総務部長から発言の訂正をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

先ほどの矢口議員さんからのご質問の中で、市内には建築関係の業者で550点以上の会社が何社あるかということで、私が申し上げましたのは、特定建設業ということで、市内3社、支店、営業所で3社で6社でございます。ご質問の550点以上の本店については、10社でございます。

訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

---

○議長（桂木庸雄君）

続いて、発言を許します。

7番 中根光男君。

○ 7 番 (中根光男君)

平成22年第2回定例会に当たり、市民の代表の1人として、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、介護施策についてお伺いいたします。

日本は今、人類が経験したことのない超高齢化社会へと突き進んでおります。人口に占める65歳以上の割合は22%を超え、2025年には、高齢化率が30%に達すると予測されております。

介護への不安は、医療や福祉年金などと複雑に絡み合っています。それぞれの分野で大胆な改革が求められていますが、最も急ぐべきは、だれもが安心して利用できるよりよい制度へと介護保険制度を改善しなければなりません。さらにサービス利用の大幅な伸びにより、介護保険の総費用も急速に増大し、同制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっております。そして、要介護者や家族にとって、深刻な問題は1割負担であっても介護度が重くなるに従い、経済的に過度の負担になっております。

まずは、要介護度が重いひとり暮らしや訪問看護など、医療系のサービスの上限額を超えてしまい、全額自己負担となるため、必要なサービスが受けられない人もおります。このような状況下の中で、①現在の取り組み状況について、②問題点及び今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市のマスコットキャラクターを作成することについてをお伺いいたします。

現在、明るい話題のない社会状況下の中で、地域活性化策の一環として、市のマスコットキャラクターを作成することによって、子どもから大人まで元気になり、知名度アップにもつながると確信をいたしております。さらに、マスコットキャラクターの商品化も企画に入れて、検討していただきたいと思っております。

①必要性について、②具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市民参加のまちづくりについてをお伺いいたします。

新しい住宅地域などでは、地域主体の各種活動や社会活動への参加を契機として、コミュニティ活動の活性化や参加意識が高まってきております。自治組織の育成やまちづくりへの参加意識のさらなる高揚を図ることが重要であります。企業についても、地域住民の一員として、まちづくりに積極的に参画することが社会的使命となっております。さらに今後の高齢化社会への対応や、人と人の触れ合いのある心豊かな地域社会を形成するためには、地域の主体的なまちづくりや社会活動、コミュニティ活動などへの積極的な参加と、町民自治の一層の確立を図ることが要求されております。

このような観点から、①現在の取り組み状況について、②今後の展望と取り組みについてをお伺いいたします。

次に、防災体制づくりの推進についてお伺いいたします。

火災や水害、または地震などの自然災害時における防災体制づくり、避難場所の整備や防災センターへの運用、さらに飲用水も兼ねた防火水槽の整備、消火栓の整備、各地区に適応した消防水利の確保など、計画的に推進しなければなりません。

さらに、今後ますます都市化や高層化が進むと思われる市街化区域については、さらに防災避

難広場の確保など、都市化に対応した防災体制づくりが重要になります。

①推進状況について、現在の問題点と今後の計画案についてをお伺いいたします。

次に、地域の教育力で学校を活性化する取り組みについてをお伺いをいたします。

東京都墨田区は、今年度から学校支援ネットワーク事業を26校で実施されます。同事業は、さまざまな分野の専門家、外部講師、ゲストティーチャーとして学校に派遣したりする取り組みで、地域の教育力を積極活用することにより、学校教育を活性化させることをねらいとしております。同事業の柱は、①環境、福祉、消費生活など、さまざまな分野で専門的な知識、技能を持つ知識の人材にボランティアで多彩な授業をしてもらう外部講師、②キャリア、職業、教育推進のための職場体験学習として、推進する内容になっております。

こうした取り組みをスムーズに進めるために、教育委員会に学校支援ネットワーク本部を組織し、地域コーディネーターを配置、地域コーディネーターは、各学校がどのような外部講師を望んでいるかを掌握するとともに、住民やNPO、企業などに働きかけて外部の講師を開拓しております。

職場体験学習についても、子どもたちを受け入れてくれる事業所、企業、団体の新規開拓を行い、受け入れる事業所などのデータベースを整備し、各学校に紹介をしております。これまでに100以上の事業所などがデータベースに登録されております。

このように積極的に取り組んだ結果、いじめがなくなり、思いやりの心や親を大事にしようとの広がりがあり、これからも強力で推進していくとのことでもあります。

子どものためなら何でも挑戦していく情熱に、私は感動をいたしました。

①必要性について、②現在の取り組み状況について、③今後の具体的な計画案及び取り組みについてをお伺いいたします。

次に、各学校及び保育所に防犯カメラ設置についてお伺いいたします。

設置可能なところはすぐに実施していただきたいと思っております。できない理由より、実現の答弁を求めます。

①現在の設置状況について、②今後の具体的な取り組みについて。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

1点目の介護施設につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の市のマスコットキャラクターを作成することにつきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の市民参加のまちづくりにつきましてお答えをいたします。

行政運営の基本目標の1つに、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを掲げ、市民一人一人がまちづくりの担い手として、ともに考え、力を合わせ行動することを目指しているところでご

ざいます。

市民や地域の団体を行政のパートナーとして、知識や経験、情報などをまちづくりに発揮してもらうことには、行政運営にも極めて有効とされておりまして、本市において、多くの事業が根づいているところであります。一例を申し上げますと、福祉ボランティアによる配食サービス、一斉清掃や花壇づくりなどの環境美化、近年では、地域を単位とした防犯パトロールや地域スポーツクラブによる市民の健康づくりなど、まちづくりの一翼を担っていただいている市民の皆様は心から感謝をしているところであります。

まちづくりにつきましては、市民の皆様が地域との連携を高め、さらに地域への感心を高め、公益的な活動に積極的に参加できるような仕組みや環境づくりを進める必要があると考えております。

次に、今後の展望と取り組みについてであります。市民の皆様が行政運営に積極的に参加していただくために、協働のまちづくり指針として考え方を整理したところでございます。

今後、この指針に沿って、市民意向の把握や周知を図りながら、行政と市民の皆様との情報の共有、市民活動拠点の確保、公益活動に対する支援制度の創設などを具体的に進める計画でございます。

市民と行政がまちづくりのパートナーとして目標を共有し、対等な立場で共通の問題解決のために協力して行動する。このような形態が行政運営の柱として拡大していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

4点目の防災対策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の地域の教育力で学校を活性化する取り組みにつきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

6点目の各学校及び保育所に防犯カメラ設置をとのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

5点目の地域の教育力で学校を活性化する取り組みにつきましてお答えをいたします。

近年、いじめや不登校など、青少年をめぐるさまざまな問題が発生しております。その背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化や、核家族化などによる地域の教育力の低下等の問題が指摘されて、これまで以上に学校、家庭、地域の密接な連携・協力のもとに、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを進めていくことが重要と考えております。

かすみがうら市では、3年前から学校・家庭・地域の連携を図る教育ネットワークづくりを進めまして、つながりづくりということで、音楽、習字、家庭、そして理科、社会、歴史等々事業に地域の人材活用を進めて、大変成果を上げているところでございます。

また、学校と地域の橋渡し役として、地域コーディネーターを中学校単位に配置いたしまして、地域住民の方々が学校支援ボランティアとして、活動しやすい体制づくりを行い、学校を支援す

る国の学校支援地域本部事業にも手を挙げまして取り組んでいるところでございます。

各学校において、地域のボランティアの方々の協力をいただきながら、環境整備はもとより、登下校の安全見守りも含めまして、教育活動、教育運営等にご協力をいただいているところでございます。

今後さらに学校支援ボランティア活動に対する地域の方々の理解が深まり、そしてまた参加する意欲も高まることを信じておりまして、学校と地域の一層の連携強化が図られ、そして、教員や地域の大人の方々が子どもと向き合う時間の充実や、さらに地域の教育力の活性化が図られるものと期待しているところでございます。

この事業は、国の事業の方は、平成20年度から3年間ということになっておりますが、今年度が最終年度になるのですが、地域の方からさらに続けたいので支援していただきたい。そして、自分たちが中心になってやっていきたいというようなPTAの方々の申し出もございまして、この活動は、本当に自分たちの力で子どもたちを守る地域の力となって、継続発展していけるように、私どもも関係部署と連携を図りながら、推進していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

#### ○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の介護施策につきまして、①の現在の取り組み状況についてお答えいたします。介護保険事業につきましては、平成21年度よりかすみがうら市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画に基づきまして、現在進めているところでございます。

介護給付の内容につきましては、要介護1から要介護5の方が利用できる居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスと、要支援1、2の方が利用できます介護予防サービス、地域密着型介護サービス等の法定給付、市が行いますかすみがうら市特別給付があります。

介護予防につきましては、特定高齢者を対象に、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己の実現の支援、一般高齢者の方には、高齢者健康教室やいきいき健康教室等を開催し、介護予防の普及啓発など、要介護へなることへの防止に努めているところでございます。

現在、介護保険の財源につきましては、国・県・市などが負担します公的負担と、高齢者を含む40歳以上のすべての方の負担によって成り立っております。

また、21年度の制度改正によりまして、介護従事者の処遇改善のために行われました介護報酬の改定に伴う介護保険料上昇分につきましては、平成21年度及び22年度に限りまして、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金等により抑制されております。

今後も、高齢者の方が安心して介護が受けられますよう、継続的に効果的な事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目の問題点及び今後の取り組みにつきましてでございますけれども、冒頭、中根議員からも質問がありましたように、高齢者の需要者の増、さらには利用等、幾つかの問題が挙げられて

いるようでございます。

介護事業は、高齢化の進展によりまして、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者がますます増加することが予想されます。支援や介護の必要とする方に対応するため、サービスする量を確保してまいりたいと考えております。

今後も、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう介護予防を包括的に継続的なケアマネジメントに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の市内保育所の防犯カメラの設置状況及び取り組みということでございますけれども、防犯カメラの設置につきましては、市内保育所3カ所につきましては、設置しております。しかし、公立保育所4カ所については、現在のところ設置してございません。

今後の取り組みでございますけれども、これまで事件等は起きておりませんが、犯罪を未然に防ぐPR効果等も大きいと考えられますので、今後、前向きに検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（桂木庸雄君）**

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

**○環境経済部長（山口勝徑君）**

中根議員さんの2点目の市のマスコットキャラクターを作成することにつきましてお答え申し上げます。

まず、その必要性でございますが、マスコットキャラクターにつきましては、主に企業や商品のイメージアップに用いられることが多いわけでございます。官公庁においても作成する事例も少なくないところでございます。茨城県においては、2007年に開催されたねんりんピック茨城大会の大会マスコットとしまして採用した「ハッスル黄門」が、現在では観光イベントはもとより、さまざまな活用がなされております。こうした事例を見ますと、その効果はあるものと認識しているところでございます。

次に、具体的な取り組みにつきましては、市では、市民のふるさと意識の醸成と、市の魅力を効果的に発信する宣伝広告や統一的な市のイメージ形成を推進するため、平成20年度に花木鳥シンボルデザインを制定したところでございます。これをマスコットキャラクターとして有効に利用することを含めまして、今後、検討をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

**○総務部長（山中修一君）**

中根議員の4点目でございます。防災体制づくりの推進につきましてお答えをいたします。

推進状況についてでございますが、平成19年4月に地域防災計画及び国民保護計画を策定いたしております。

市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安全・安心の確保に努めているところでござ

ざいます。

地域防災計画につきましては、策定から3年が経過しております。この間、土砂法によりまして、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域などの土砂災害危険箇所も指定されるなど、現状の中で検討を要する部分も出てきております。

また、国民保護計画につきましても、国や県におきまして、それぞれの国民保護計画に対し修正がなされておりますので、市の国民保護計画につきましても、それに準じて修正する必要が生じておりますので、ただいまご指摘をいただきましたような、市全体の実情を踏まえまして、本年度において、改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

6点目の市内各小中学校の防犯カメラの設置状況及び今後の取り組みにつきましてお答えをいたします。

これまで、防犯カメラにつきましては、未設置でございましたが、ことし3月の初めに夜間等におきまして、器物損壊の事件が多発をいたしました。そして、警察を初めとする関係者の方々からも強い要請がございまして、市としても設置をしなければという判断をいたし、下稲吉中学校に3基設置をいたしました。

また、現在、建設中の志筑小学校、今回基本計画を策定しました下稲吉小学校におきましても、設置をする予定となっております。

そのほかの学校につきましては、大規模改修等の実施に合わせて設置をする計画を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

介護施策についてであります。介護保険制度の施行から既に10年を迎えようとしております。やはり介護現場で深刻な問題が山積しております。そういう中で、私たち公明党地方議員約3,000名おりますけれども、地方議員が約10万名の介護保険に対する聞き取り調査を実施しました、介護総点検と称しまして。そういう中で、介護に従事している人、また事業者、また利用している人の声も含めて、いろいろなデータの内容は担当課長のほうには、参考として伝えてありますけれども、そういう中であり、深刻な問題が現場では起きているということでもあります。

やはり内容としましては、いつまで待っても入居ができない。特に特養ホームや70代の高齢者を介護する家族の半分以上が70代という、今、問題になっております。すなわち老老介護という、もう本当に大変な状況の実態であります。

自宅で介護する4分の1がうつ状態が疑われるという、一つのデータが出ております。すなわち、介護うつの問題ということで、社会的に問題にも今なっているのが現状でございます。

やはり、主な現場の声として、大きな柱として3つほど挙げたいと思うんですが、第1点目が、介護施設の不足ということが、まず大きな問題になっております。第2点目が、在宅支援体制の不足。第3点目が、介護労働の不足。特にこの辺が声が多く寄せられました。また、介護従事者に対する報酬が非常に低いという、そういうこともございました。

先ほど特別給付ということで、2万円ですか、国のほうで給料が上がるという、そういう話がありましたけれども、これを実際に申請しているのは67%しかありません。なぜかと申しますと、これは国の制度として、アップするということが計画したわけですが、それも限定があるんです、この2万円というのは、現場に携わっている人、事務職には2万円はあげられないということで、不公平が生じてしまったわけです。だから、職場としても、片方は2万円上がるけれども、片方は上がらないという、職場での人間関係の複雑さが挙げられていたわけです、当時は。

そういうこと自体が不平等を招いて申請しなかったという。半分ちょっとという状況の申請だったわけです。申請しなければ、これは2万円がアップされなかったわけでありますから。そういう現場の問題、それに伴って2万円を上げて報酬が少ないという実態というものに対して、かなり介護の労働の中身から見た場合には、非常に低いという不満の声も私もかすみがうら市6事業所、この聞き取り調査を行いましたけれども、そういう不満の声もいただきました。

特に重要な課題としては、あらゆる場面で高齢者の尊厳を守り、安心して老後を暮らせる社会の確立が私は急務だと思っております。

今後、かすみがうら市といたしましても、地域包括支援センターも含めた中で、介護予防も含め、なかなか介護予防も進んでいないところが実態だとは伺っております。

やはり介護度がどんどん上がっていってしまう。負担も多くなっていってしまうということで、やはり介護制度自体が崩壊してしまうのではないかと、そういう懸念もされている中で、やはりこれからはどのように介護サービスも含めて、負担もそういうどうしていくかというのは、国の問題もありますし、地方には深刻な問題もございますので、その辺も検証しながら、やはりこれから本当に老後、長生きしてよかったという、そういう社会をつくるためにかすみがうら市でもいろいろ検証していただきたいと思っております。

次に、市のマスコットキャラクターの件でありますけれども、やはり茨城県で今4件ほど作成しておりますし、福島県では10件つくっております。全国では数百の各市、町でもつくっております。これはインターネットの中でとった中では、数百のキャラクターがつくられております。

そういう中で、やはり一つの先駆けとして、やはり周りの町村の様子をうかがっているのではなくして、やはり先駆けとしてマスコミでも注目される。この近隣からも注目されるという、そういう市の一つの顔として、マスコットというのは、私は必要だと思うんです。予算も100万前後で私はできるのではないかと、思うんです。

そういう中で、知名度アップにもつながりますし、市民の一つになれる要素も私は兼ね備えているのではないかと、このように思います。

明るい話題を提供していく、ホームページはもちろんとして、マスコミにもPRし、そして先ほど私が申し上げたように、そういうイメージキャラクターのキーホルダーをつくったり、人形

をつくったりして、商品化をしていくと。そういう中で、市の財源、またいろいろな形でプラスになる要素がありますので、この辺、これただ検討するということですが、これいつまでつくるといえるのですか。もう一度具体的な答弁を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

中根議員さんの2回目の質問に対して、ご答弁申し上げます。

具体的な取り組みとして、先ほどお答え申し上げましたが、いつまでということでございます。前段で申し上げました地域おこしや地域の活性化、各種イベントの盛り上げやアイドルにもなります。また、かすみがうら市のイメージアップや市民の皆さん、特に子どもたちに長く愛されるようなマスコットキャラクターの協議を先ほど議員さんのほうからも申されましたように、財政的な問題もありますが、次年度より横断的に関係部署と検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、ことしから検討に入って、来年度ぐらいに一つの、これある程度期間をかけて、広く募集してもらいたいと思うんです。今、具体的な私はそういうふうな話じゃなかったわけですから、具体的に答弁もらいたいと私は前々から話しているわけですから、何でそういうふうな抽象的な答弁なのでしょう。もう一度お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

言葉足らずで大変恐縮でございます。

先ほど申し上げましたように、マスコットキャラクターの設置の意義というのは、非常に高いということで認識……

[中根議員「いつまでにやるんですかというの」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

次年度から。23年度から関係部署と……

[中根議員「来年からやるということですね」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

23年度から協議を始めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

わかりました。最初からそう具体的に言ってもらえば、私もそんな繰り返さなくていいわけで

す。

じゃ、この辺は募集していただいて、市長、これ市長の顔でもありますから、マスコットは。だから、かわいらしいのつくってください、みんなから親しまれるような。皆さんからも、子どもさんからもお年寄りまでマスコットのところへ寄ってこられるような。こういうことは簡単なことなんですよね。ほかでやってないからやらないというのではなくて、やはりこういうのは、かすみがうら市がすばらしいものつくったという、石岡でも土浦でも話題性になるんじゃないでしょうか。これ、よろしくお願いします。

それから、市民参加のまちづくりについてを再度お伺いします。

やはり、まちづくりの基本というのは、まず市民の行政への積極的な参加と、市民総意のもとで進めることが私は大事だと思うんです。そのために、やはりこの地域づくりの主役である市民に、まちづくりの政策立案などへの積極的に求める必要がありますし、さらにこの市民アンケート、今も実施しております。この市民アンケートの実施をしたり、各委員会などの意見の集約をしたりとか、また市長もこれからやはり地域懇談会の開催とか、そういうのもこれから大事になってくると思いますし、やはり現場の声が反映できる行政、やはり皆さんが本当に行政に対して信頼と理解を持ってもらうというのがまちづくりの基本なわけです。もう私たちが一生懸命努力したって市がだめなんだというような、そういう声じゃなくて、やはり小さな声でも行政が拾い上げていく、それを大きく拡大していくというのが、私この市民参加のまちづくり。主体者は市民なんだという、そういうことが私は大事だと思うんです。

それから、今後、よりよいまちづくりのために、市民を先頭に市長ともどもに、よりよいかすみがうら市をつくっていききたいと、私も努力を惜しまない、そういう気持ちでおりますので、市長もこれは要望としてよろしく願いいたします。

それから、防災体制づくりについて、これは通告していませんから、答弁は結構なんですけど、これは要望として申し上げたいと思うんです。いよいよ7月からドクターヘリ、待ちに待ったドクターヘリが運航されます。これ茨城県で初めてなんです。千葉県、栃木県でも既にドクターヘリは導入しておりますけれども、そういう中で、このドクターヘリの運航に当たって、やはり緊急にもしもドクターヘリを要請する場合に、どうしたらいいのかというのは、既に消防本部のほうには通達は来ていると思います。そういう中で、この内容もよく勉強してもらわなくてはならないんです。緊急の場合、対応してもらいますから。だから、消防職員も含めて、よく内容を理解し、精査して対応に当たっていただきたいと思うんです。

もう一つは、市民に周知徹底するということ。緊急の場合にどのように利用していくのかと。また、利用する病院はどのような病院に実際に運ばれるのかと、病気によっても異なるわけですが、そういうことも丁寧に市民に周知徹底していくということが、私は大事だと思いますので、この生命を守っていくためには、1分1秒を争う病気の場合がございます。そのために、このドクターヘリを活用していくということが大事になってまいりますので、この辺も事前に準備をお願いします。間もなくですから、もう6月ですから、間もなく運航です。よろしくこれはお願いいたします。

それから、地域の教育力で学校を活性化する取り組みについて、教育長から話がありましたけれども、私は一つの成功した例として申し上げまして、かすみがうら市としても、角度は違いま

すけれども実施はしております。そういう中で、この外部講師の主な授業を具体的に挙げますと、企業経営者による人生観とか、企業観についてを学校での授業の中に取り入れたり、また、ホテル支配人によるマナー、あいさつ、接待などの講習を行ったり、それから外資系社員による実践的な英会話の指導をしていただいたり、また、環境NPOによる身近にできる環境活動の学習。こういうことを学校でも取り入れて、すごく勉強になっている話もございますので、もう一步、内容の充実、それから工夫、この辺も検討していただいて、地域での財産として、よりこの地域の教育力で子どもさんたちが心広い、そして人を思いやる、本当にそういう大きな人間教育の場として取り入れていくことが、これから大事なんじゃないかなと私は思っておりますので、この辺もよろしく願いをいたします。

それから、私は執念をもって防犯カメラ防犯カメラと、防犯議員かと言われるくらいなんですけれども、やはり私は先ほど部長から答弁のあった下稲吉中に3基設置したという話がありましたよね、中学校にね。これも私も再三言っているんですけども、やはり何か問題が起きてからつけたわけでしょう。問題が起きなかったらつけなかったでしょう。だから、私は再三にわたって言っているわけです。問題が起きる前に、学校の統廃合と言っているけれども、ある程度統廃合しない、残す学校というのはある程度私たちが見たってわかるわけです。そういうところは設置するというのは、これは常識じゃないでしょうか。何か問題があって、事件が起きて初めて慌てふためいてつけるということでは、私、不親切だと思うんです。

だから私は事件とか事故とか問題が起きて、初めて行政はいつも動くんだという話はしてはいますが、やはり事前にそういうことは、これは何百万もかからないですよ、実際には。だから、計画的に私も4年前から言っているんです。毎年2校ずつやってももう終わってしまっているんですよ、とくに。2校か3校やって。これは統廃合もあるから、耐震強化もあるから難しい部分があったにしても、やはり残せる学校というのは、大枠で決まっているわけでしょう、私が見たってわかるわけですから。そういうところは積極的に設置してもらいたいと思うんです、これは。保育所も公立の保育所4カ所まだ設置していないということですから、この辺もきちっと予算化して、早急に設置していただきたい。できれば、補正の中で年内に設置してもらいたいと私は思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、私の内容は終わりですけれども、ともかく真剣に受けとめ、市民のためなら何でもやる、汗を流していく、努力をしていくという、そういう姿勢に立って、情熱を持って取り組んでください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

---

## 日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月5日と6日の2日間は休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月7日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時53分